

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 4 年 3 月 4 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 2 号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 3 号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 4 号 和解について
- 日程第 9 議案第 5 号 令和 3 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 10 議案第 6 号 令和 3 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更について
- 日程第 11 議案第 7 号 令和 3 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 12 議案第 8 号 令和 3 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 9 号 令和 3 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 10 号 令和 3 年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 令和 3 年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 令和 3 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 17 議案第 13 号 令和 3 年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 議案第 14 号 令和 3 年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 15 号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 16 号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 17 号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 18 号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 19 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第20号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第21号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第22号 関ヶ原町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第23号 関ヶ原町補助金等交付条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第24号 関ヶ原町集会施設設置事業補助金交付条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第25号 関ヶ原町火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第26号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第27号 関ヶ原町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第28号 関ヶ原町体育館条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第29号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第30号 関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第31号 関ヶ原町西田運動広場施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第32号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第33号 関ヶ原町子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第34号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第35号 関ヶ原町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について
- 日程第40 議案第36号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第37号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議案第38号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議案第39号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについて
- 日程第44 議案第40号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 日程第45 議案第41号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 日程第46 議案第42号 令和4年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第47 議案第43号 令和4年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第48 議案第44号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
 日程第49 議案第45号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
 日程第50 議案第46号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
 日程第51 議案第47号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
 日程第52 議案第48号 令和4年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計予算
 日程第53 議案第49号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算
 日程第54 議案第50号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計予算
 日程第55 町議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し抗議する決議について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1番	高木博之君	2番	谷口輝男君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	楠達男君	8番	吉田仁君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	中川敏之君	総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長心得	難波真哉君
会計管理者 兼税務課長	岩田英明君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	福安健司君	水道環境課長	山田勝君
診療所事務局長 兼医療保健課長	徳永英俊君	介護事業課長	吉森明博君
教育課長	兒玉勝宏君	西消防署長	西村清志君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長心得	関東正晃	書記	高木聖敏
書記	小寺由香		

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） これより令和4年第2回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日に議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番 楠達男君、8番 吉田仁君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの14日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和3年11月分から令和4年1月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷したものを配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第1号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第4、報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題といたします。

本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

それでは、報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和4年1月25日、粗大ごみの収集運搬中にゴミ収集車から火災が発生し、当該車両に損害

を及ぼす事案が発生し、相手方と和解が成立いたしましたので、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決事項に基づき、専決処分により損害賠償の額を定めましたので、地方自治法第180条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） それでは、詳細について御説明を申し上げます。

専決処分書にございますように、令和4年1月25日午前11時頃、粗大ごみ収集運搬中のパッカー車から煙が出ているのを運転手が気づき、関ヶ原衛生南側のエコスまで移動、消火器により初期消火を行いましたが、煙が収まらず、現地で積荷を降ろし消火を行いましたが、木片などからの発火も確認されましたことから、西消防署に通報し、消防車2台が出動、0時30分頃鎮火をいたしました。現場で消防、警察が確認をし、積荷のスチーム式洗浄機付近が出火元ではないかとなりましたが、事件性がないため確認のみとなりました。通常、充電式バッテリーなどが圧縮により発火する事案が報告されておりますが、今回このような積荷は確認されませんでした。再発防止のため、改めてリチウムイオン電池やガスボンベなどは排出をしないこと、小型家電はできるだけ直接持込みをいただくよう、回覧にて啓発とお願いをしたところでございます。

この火災により、車両の電気ケーブルの損傷、ほろ部分の修理が必要となり、収集運搬委託契約にあります火災による車両に損傷が出た場合には町側が負担するという取決めに従い賠償を行ったものです。

当該車両については、各品目の収集に使用していることから、早急な修理を行う必要があったため、専決処分とさせていただきました。修理に3日ほど要しましたが、納車後、収集業務に大きな影響はなく、業務に復帰をしております。

今回、作業員が負傷したり、車両が使用できなくなるなどの重大な被害はございませんでしたが、このような事故が再発しないよう町民の協力を期待するものでございます。

以上、概要について御説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで報告第1号の報告を終わります。

日程第5 諮問第1号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

本町の人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。令和4年3月4日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原1770番地。氏名、坂東増美。生年月日、昭和24年12月18日。

○議長（子安健司君） 本案について提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての御説明を申し上げます。

人権擁護委員である坂東増美氏において、本年6月30日の任期満了に伴い、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に意見を求めるものでございます。御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

次に、この件について御意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

意見なしと認めます。

これより諮問第1号を採決します。

本諮問については、適任であると答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本諮問については、適任であると答申することに決しました。

日程第6 議案第2号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、議案第2号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第2号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本町の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。令和4年3月4日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字関ヶ原731番地。氏名、谷口功。生年月日、昭和19年5月2日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第2号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員である谷口功氏においては、本年3月25日の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、ちょっとこの件に関してじゃないんですけど、性別とか年齢に関してはちょっと愚問なんですけれども、一応あんまり言いたくないんですけど、年齢に関してですけど、例えば前ということないんですけど、ある程度の年齢、今これも言いにくいんですけど、女性が87歳、男性が81歳というようなこの前の国調の数字も出ているんですけど、ただその人を見てどうのこうのというわけではないんですけど、そこら辺の考え方として、年齢とかそういうものに関してはどういうふうに考えてみえるかだけ、全体的な話なんですけど、これじゃなしに、ちょっと質問です。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 細かく今協議したわけではございませんので、私の思いという形で答弁をさせていただきますが、以前には年齢制限を設けながらやったらどうやというお話がございまして、そういったこともあったように記憶をいたしております。はっきり言いますと、その当時はいわゆるそういう経験を持った人、多くの人がおったという状況でございました。今は人口減少、少子化が進んでいるという状況の中で、また今働く方がどんどん定年延長というような形で地域になかなか戻ってこないという状況もございます。そういった中でこういった委員さんをお願いするというのは、なかなか人選が非常に厳しい状況だというふうに思っております。そういったことで、今健康寿命も延びております。そういったことから、活躍できる人にはできるだけ活躍していただきたいと思います。

ただ、やはり高齢化すると本人の負担にもなるということですので、若干は長くやっていたくということもあろうかと思っておりますけれども、その辺はやっぱりある程度こちらも行き過ぎないように配慮しながら人選を進めたいというふうに思いますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第3号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第3号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（高木聖敏君） 議案第3号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。令和4年3月4日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須2367番地。氏名、三和正英。生年月日、昭和33年7月12日。

○議長（子安健司君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第3号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての御説明を申し上げます。

教育委員会委員である松井長政氏の辞職に伴い、新たに三和正英氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、細部につきましては、教育課長より説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第3号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて説明をさせて

いただきます。

松井長政教育委員より、3月末日をもって辞職したい旨、2月1日に退職願が提出され、教育委員会定例会を経て同意の運びとなりました。その後任として三和正英氏を任命したく、提案するものでございます。

三和氏は、今須平井地区在住の63歳で、現在住職の傍ら、さらに教員としては昭和56年よりお勤めございまして、本年3月末日で退職をなされるという予定とのことでございます。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により前任者の残任期間となりますので、本年9月30日まででございます。

説明につきましては以上のとおりでございます。任命につきまして、御同意賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第4号 和解についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第4号 和解についての御説明を申し上げます。

令和3年第2回議会定例会にて議決をいただきました訴えの事案において、和解するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 失礼いたします。

議案第4号について御説明させていただきます。

本件につきましては、令和3年3月4日に、岐阜地方裁判所大垣支部へ、町営住宅の明渡し及び滞納家賃の支払いを求めるため、訴訟の提起を行ったところですが、裁判所へ訴状を提出した後に、相手方が12月末日をもって住宅の明渡しが完了したこと、滞納家賃についても支払いの意思が確認できたため、協議の結果、和解による解決へ変更する旨を裁判所に申し入れ、今回裁判所から和解の条項案が提示されましたので、滞納家賃の支払いの方法のほか、それ以外の請求権の放棄、訴訟費用の負担方法等を内容とした本案について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） まず、この方は和解の際には何か言ってみえたかということと、滞納していたことについて何か発言があったかどうかということと、それから今後法的措置をしなければならぬような対象者というのは何人ぐらいみえるかということと、その滞納額は少ない方で幾らか、多い方で幾らかお伺いします。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 失礼いたします。

最初の発言があったかどうかということにつきましては、担当の弁護士のほうから、特にそういった旨の情報提供はいただいておりますので、私としてはちょっと分からないというのが回答になるかと思います。

あと、今後のこのような案件が発生するかどうかということですが、また来年度予算におきまして、住宅の明渡し請求につきましては3件を予定しているところでございます。

また、こういった手続をしなきゃいけない人間がどれぐらいいるとか、金額がどうかというところにつきましては、今手持ちに資料がございませんので、ちょっと回答ができないので、申し訳ございません。

○議長（子安健司君） ほか、質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第9、議案第5号 令和3年度関ケ原町介護サービス事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第5号について御説明を申し上げます。

サービス事業費の減額により、令和3年度関ケ原町介護サービス事業特別会計への繰入金を8,694万9,000円から8,450万9,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第10、議案第6号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第6号について御説明申し上げます。

施設管理費の減額により、令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億2,606万4,000円から2億1,961万4,000円へ変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第7号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第7号について御説明申し上げます。

歳出については、精算見込みによる人件費の減額や各事業の実績状況による過不足、また1月、2月の降雪に伴い、除雪対策費用等を追加し、歳入につきましては、税收等の見込みによる補正、また補助金等、それぞれの確定に伴う補正など計3,576万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億8,207万2,000円とする令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第14号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、歳出から順次説明を願います。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

議案第7号 令和3年度関ヶ原町一般会計補正予算（第14号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

まず、歳出のほうから御説明をさせていただきます。

議案書の26ページからよろしく願いをいたします。

まず、職員の給料、また手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものでございますので、御説明のほうは省略をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

総務費、総務管理費の文書広報費の備品購入費でございますが、町の広報紙の記事の記載等に使用をしておりましたデジタルカメラが故障をし、使用不能となりましたので、デジタルカメラ及び専用のショルダーバッグの購入費として16万8,000円を補正させていただくものでございます。

次に、財産管理費でございます。

こちらの委託料でございますが、マイナンバーカードの所有者の転出、また転入の手續のワンストップ化に向けた住民記録システムの改修を行う必要がございますので、委託料222万8,000円を計上させていただいております。

なお、財源といたしましては、国庫補助金222万7,000円を充当しておるところでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 続きまして、企画費、ふるさと納税の実績に合わせた経費の減額でございます。

財政調整基金費1億3,017万4,000円、ふるさと納税の実績に合わせた減額に合わせ、それぞれの基金の利息と減債基金に1億4,498万1,000円を積み立てるものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 次、27ページをよろしく願いをいたします。

生活安全対策費の工事請負費でございます。

こちらにつきましては、防災行政無線の戸別受信機整備におけます導入実績に伴い、68万円を減額させていただく補正となっております。

次に、自治振興費でございます。

こちらの特別旅費でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、自治会長さんの視察研修を今年度につきましては中止とさせていただきましたので、関係旅費65万円を減額させていただくものでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 諸費、需用費、燃料費35万6,000円ですが、ふれあいバスの

燃料費の補正でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 28ページをお願いいたします。

選挙費でございます。

昨年10月に執行いたしました衆議院議員総選挙の関係でございますが、精算見込みによりまして、それぞれの関係経費100万3,000円を減額させていただくものでございます。

○住民課長（西村克郎君） 民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の扶助費1,400万円でございますが、障害者自立支援給付費の増によりまして給付費が不足する見込みのため、補正をお願いするものでございます。

繰出金472万7,000円の減額は、介護サービス事業特別会計への繰出金244万円の減額、国民健康保険特別会計（事業勘定）への事務費繰出し分の228万7,000円の減額でございます。

福祉医療費の扶助費545万6,000円につきましても、給付費が不足する見込みのため、重度心身障害者医療費助成金540万円、また父子家庭医療費助成金5万6,000円をお願いするものでございます。

29ページをお願いいたします。

国民年金事務費、委託料7万円でございますが、基礎年金番号通知書再交付申請に対応するための総合行政システムの改修委託料で、全額国庫補助でございます。

介護保険事業費の繰出金286万3,000円の減額でございますが、介護保険特別会計繰出金の介護保険事業町費負担分を216万8,000円、事務費等分69万5,000円をそれぞれ減額するものでございます。

後期高齢者医療費の繰出金14万9,000円でございますが、保健事業費繰出金でございます。

児童福祉費、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金340万円の減額でございますが、子育て世帯臨時特別給付金、18歳以下の子どもに10万円を給付する事業でございますが、実績見込みに合わせまして減額をさせていただきます。

児童措置費の扶助費1,032万5,000円の減額につきましても、こちら児童手当でございますが、実績に合わせて減額をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 続きまして、30ページをお願いします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、繰出金につきまして、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金を4,133万円減額。

続きまして、予防費の報酬及び職員手当等の時間外勤務手当は、新型コロナワクチン接種体制確保のために計上しておりました人件費予算につきまして、追加接種実施において集団接種から個別接種のみの実施としたため、医師や看護師等への人件費について現計予算に精査し、それぞれ不用額400万円と300万円を減額させていただきます。

次に、役務費、通信運搬費は、新型コロナウイルスワクチン追加接種の加速化、前倒しに伴

いまして、64歳以下及び5歳から11歳の方々に対し接種案内等通知が必要となったため、積算により現計予算より不足する額6万7,000円を増額。

次に、委託料の予防接種委託料につきましては、当初64歳以下につきましては4月以降の接種を予定しておりましたが、新型コロナワクチン追加接種の加速化、前倒しに伴い、接種計画を改めて見直し、3月までに約1,200回分の接種ができるよう計画を見直し、また5歳から11歳までの小児ワクチン接種実施に伴いまして、この3月に実施することとしたため、対象者270人で接種率を90%と想定し、64歳以下と併せて不足する新型コロナワクチン接種委託料を482万6,000円追加し、併せてその他インフルエンザ等の予防接種につきまして、実績により150万円の減額とするため、差引き予防接種委託料として332万6,000円の追加補正をさせていただきます。

次に、人材派遣業務委託料及び医療従事者派遣事業委託料は、追加接種実施について、集団接種から個別接種のみの実施としたため、実績によりそれぞれ不用額200万円と100万円を減額させていただき、委託料合計としましては、差引き32万6,000円の追加補正となります。

次に、使用料及び賃借料の自動車借上料は、新型コロナワクチン接種の実施に伴いまして計上しておりましたが、予算に対して今後の実績見込みにより精査し、100万円の減額をさせていただきます。

続きまして健康増進事業費について、委託料、がん検診委託料につきましては、コロナ禍ということもありましたが、実績により精査し、当初見込みより受診者数が減ったため、111万2,000円を減額させていただきます。以上となります。

○水道環境課長（山田 勝君） 続いて、目4環境衛生費でございます。

合併処理浄化槽設置整備事業補助金の申請件数の実績による減額でございます。

斎苑管理費につきましては、使用料の減に伴いまして、財源の組替えでございます。

31ページをお願いいたします。

塵芥処理費で、町指定ごみ袋の製作に伴う入札の差金による減額が70万円でございます。

○産業建設課長（福安健司君） 同じく、農林水産業費、農業費、農業委員会費、報酬の100万8,000円の減につきましては、耕作放棄地の解消等の成果実績払いがございませんでしたので減額をさせていただくものでございます。

農業振興費、負担金補助及び交付金の機構集積協力交付金57万1,000円、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金56万5,000円、中山間地域等担い手育成総合支援事業費補助金103万円の減額につきましては、全て事業費の減によるものでございます。

次に、償還金利子及び割引料の1万円につきましては、土地改良施設財産処分返還金でございます。現在実施しております県営の中山間地域総合整備事業で取得した土地改良施設につきまして、農地転用に伴い水田内にある排水ますを撤去するため、国・県等へ補助金を返還する

ものでございます。

続きまして、農地費、負担金補助及び交付金の県営ため池等整備事業負担金130万円の増につきましては、今年度実施しております野上地区の北整理ため池の耐震対策事業におきまして、事業費の増に伴う負担金の増額をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。

林業費でございます。

林業振興費、報酬56万2,000円につきましては、有害鳥獣捕獲事業実施に伴う非常勤職員報酬が捕獲頭数の増加により不足したため、補正をお願いするものでございます。

報償費27万6,000円につきましては、有害鳥獣捕獲事業実施に伴う捕獲頭数の増加により報償金が不足したため、補正をお願いするものでございます。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 続きまして、商工費でございます。

2 商工業振興費20万円の増額でございます。

負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金、県が要請する営業時間の短縮等に協力した飲食店等に対して支給する協力金の市町村負担分でございます。

続きまして、観光費833万8,000円の減額でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による事業の未実施による減額でございます。

旅費40万円、内訳、普通旅費10万円、特別旅費30万円。

需用費60万円、内訳として食糧費20万円、印刷製本費40万円。

使用料及び賃借料2万円の減。グランドデザイン関係事業でございますが、姉妹協定を結ぶゲティスバーグやワートルローとの国際交流事業等の未実施による減額でございます。

負担金補助及び交付金731万8,000円の減、中山道賑わいまつり補助金40万円の減、野上地区及び山中地区において例年実施される中山道まつりの未実施による減額でございます。

関ヶ原合戦まつり実行委員会補助金691万8,000円の減、10月に実施予定の関ヶ原合戦まつりの未実施による減額でございます。

続きまして、グリーンウッド関ヶ原管理費148万1,000円の増額でございます。

需用費51万7,000円、光熱水費22万円、敷地内において水道管が破損し、漏水が発生した事故により不足する水道料の増額でございます。

修繕料29万7,000円、消防設備の点検において、火災があったときに自動で消防署へ通報する装置が作動しないことが分かり、その装置の取替えの修繕費用でございます。

工事請負費、施設改修工事96万4,000円、先ほど説明差し上げました漏水管の復旧工事費でございます。

続きまして、関ヶ原グラウンド・ゴルフ場管理費146万7,000円の減額でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設の閉鎖や大会等を中止したことにより不用と

なった経費の減額でございます。

報償費56万7,000円の減、定期大会盾等53万2,000円、整備作業グラウンド・ゴルフ協会謝礼3万5,000円の減額でございます。

需用費、消耗品費90万円の減、大会の中止に伴う不用となった参加賞等の消耗品の減額でございます。

続きまして、喫茶今須宿管理費、需用費、賄材料費60万円の減額につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大による施設の閉鎖や来客数の減少により不用となった経費の減額でございます。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、34ページをお願いいたします。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費の委託料300万円につきましては、橋梁点検業務委託料の点検箇所数の減及び契約額の差額による減額でございます。

次に、道路橋梁新設改良費、負担金補助及び交付金1,500万円につきましては、県道等の県営道路改良事業に対して支出する負担金について、事業費の減による減額でございます。

次に、除雪対策費につきましては、先般の1月臨時議会におきまして補正をお認めいただいているところではございますが、議決をいただいた1月13日以降、既に計8日間除雪作業を実施しているため、その支払いの予算不足分と今期の降雪状況から、今後、今週の日曜日もちょうど怪しいような天気になっております。今後3日程度の積雪を想定した見込み分について補正をお願いするものでございます。

まず、職員手当等152万円につきましては、除雪作業に伴う職員の時間外手当でございます。

続きまして、需用費648万円につきましては、今般の除雪作業に伴う車両の部品交換、光熱水費の増や除雪車両の故障及び作業による施設の破損等に係る修繕費用でございます。

委託料、除雪作業委託料2,700万円につきましては、除雪業者への委託料でございます。

次に、土木費、河川費、河川維持費、負担金補助及び交付金100万円につきましては、県営急傾斜崩壊対策事業に対して支出する負担金において、事業費の減による減額でございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

都市計画費、都市計画総務費、委託料の地籍調査業務委託料100万円につきましては、契約額との差額による減額でございます。

負担金補助及び交付金、建築物耐震改修設計事業費補助金58万5,000円につきましては、該当建物の耐震対策が改修から除却に変更されまして、設計不要になったため減額するものでございます。

繰出金の645万円の減につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、消防費、消防施設費の工事請負費でございますが、当初防火水槽1基の新設を予定しておったところでございますが、4月に本町が過疎指定にされ

たことによりまして、関ヶ原町過疎地域持続的発展計画の策定の際に、この全体計画の中で事業を調整させていただきまして令和5年度以降の実施計画とし、令和3年度については見送りをさせていただきましたので、工事請負費1,200万円を減額する内容となっております。

○教育課長（兒玉勝宏君） 教育費でございます。

教育総務費の事務局費の報酬150万円の減額につきましては、語学指導員の来日が9月になりましたので、不用額を減額するものでございます。

36ページを御覧ください。

小学校費、学校管理費の委託料19万5,000円につきましては、先般の大雪に対応し、学校の除雪を委託しました費用でございます。

備品購入費の5万円につきましては、図書の購入に使ってほしいとの寄附がございまして、その意向に従って図書室の図書購入に充てさせていただくものでございます。

次の中学校費の学校管理費につきましても同様でございます。除雪の委託料26万4,000円、図書備品代5万円でございます。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 続きまして、教育費、社会教育費、歴史民俗学習館費、委託料の関ヶ原検定公式本作成業務委託料200万円の減額でございます。

昨年の6月に商標権の侵害をしたということで警告を受けました関ヶ原検定事業について、その事業を中止したことによる減額でございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 37ページをよろしく申し上げます。

教育費、保健体育費、町民プール管理費の委託料469万3,000円の減額につきましては、新型コロナウイルスにより町民プールを開設しなかったことによる減額分でございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 公債費、元金ですが、減債基金からの繰入れを8,000万円減額し、一般財源を充当する組替えと、利率の見直しによる100万9,000円の増と、利子222万4,000円の減でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

19ページをお願いいたします。

町税、町民税は決算見込みによる増額でございます。

固定資産税、現年課税分3,000万円の減、新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の固定資産税特例措置に伴う減額でございます。

滞納繰越分800万円の増につきましては、決算見込みによるものです。

法人事業税交付金400万円の増、地方消費税交付金1,000万円の増につきましては、決算見込みによる増額でございます。

20ページをお願いいたします。

地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金3,135万円は、

固定資産税特例措置に伴う減収分の補填でございます。

地方交付税、普通交付税 3 億 5,600 万円の増につきましては、交付決定による増額でございます。

使用料及び手数料、斎苑使用料 700 万円の減、町民プール使用料 20 万円の減、グラウンド・ゴルフ場使用料 100 万円の減は、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

21 ページから 23 ページまでの国庫支出金、県負担金につきましても、それぞれの実績見込みに合わせて増減させていただいております。

個々の説明は省略させていただき、新規分のみ御説明させていただきます。

国庫支出金、国庫補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金 222 万 7,000 円、同事業による国の補助でございます。

衛生費国庫補助金、感染症予防事業費補助金 18 万 3,000 円、予防接種記録システムに係る補助金採択による財源更正。

委託金、国民年金事務取扱委託金 7 万円、国民年金システム改修による委託金となっております。

23 ページをお願いいたします。

財産収入、利子及び配当金でございますが、各基金の利息に合わせて 2 万 6,000 円の減額でございます。

寄附金につきましては、一般寄附金 59 万 9,000 円の増額、ふるさと納税につきましては、1 億 2,000 万円を目標にしておりましたが、1 億円前後と見込まれますので 2,000 万円の減額でございます。

民生費寄附金 5 万円、教育費寄附金 25 万円、衛生費寄附金 60 万 8,000 円を増額させていただいております。

繰入金、基金繰入金につきましては、交付税の増額などにより、減債基金、財政調整基金、廃棄物処理施設整備基金、合わせて 2 億 2,000 万円の減額、ふるさと応援基金繰入金についても 627 万 3,000 円を減額させていただいております。

繰越金でございますが、前年度繰越金 411 万 3,000 円を充当させていただいております。

諸収入、雑入、喫茶店売上金 150 万円の減額、グラウンド・ゴルフ大会参加料 240 万円の減額については、決算見込みによる減額でございます。

あわせて、土地改良施設財産処分返還金 1 万円となっております。

町債につきましては、臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴う 4,302 万 4,000 円の減額、農林水産業債、土木債については、借入れを見送り、一般財源を充当したことによる減額。

消防債につきましては、事業を見送ったことによる減額でございます。

あわせて、16 ページの第 3 表、地方債補正の限度額変更を行うものでございます。

15ページ、第2表、繰越明許費の補正でございますが、社会保障・税番号制度対応システム改修事業222万8,000円、地域密着型サービス等整備助成事業4,115万1,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業3,363万8,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業30万円、景観計画策定事業578万6,000円をそれぞれ設定させていただくものでございます。

以上が今回の一般会計の補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 36ページ、ちょっと除雪に私敏感なもので、学校の除雪の業務の委託で19万5,000円ですか、今までなかったことやと思うんですが、どこをどんな方法で誰がどけられたのか質問します。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 2月7日のときの大雪で、町道の除雪でもう間に合わない状況の中、学校閉鎖をいたしました。月曜日学校閉鎖でしたが、火曜日からは授業を再開するという中におきまして、至急除雪が必要となったため、今須地区のスクールバス周辺は今須地区の松浦組さんのほうにお願いをいたしまして、それから関ヶ原小学校と関ヶ原中学校につきましては、除雪業者のほうも対応が手いっぱいございました。数社お断りをされまして、結果、高橋工務店さんのほうが夜中、また朝方まで除雪をしていただき、火曜日の早朝ぎりぎり7時半頃に除雪が完了したという綱渡りの状況でございました。

そういったことで、2社に支払いを行うというものでございます。よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） 今ので、今須地区のところはバス停というか、バスが停まってあるところの格納庫の前やと想像はつくんですけど、それでよろしいのでしょうか。

関ヶ原に関しては、本町のどこなのというか、どこをどけたんでしょうか。それだけ聞きたいです。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 今須地区についてはそのとおりでございまして、学校につきましては、例えば関ヶ原中学校につきましては全て北側の、スクールバスも入りますので、職員の駐車場も含め全域、関ヶ原小学校につきましても同様ですが、違いますのが南側のわぎみの広場、

そこがスクールバスの待機場所になりますので、そちらも含めて除雪をしていただいたという
ような状況でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 私も除雪対策費について伺いたいと思います。

その前に、町内業者の皆様、そして担当された職員の皆様に、改めてこの場をお借りして御
礼を申し上げるわけですが、まさに何十年ぶりかで、しかも災害級とも言えるほどの今回の豪
雪でありました。業者の皆さんも含めて、担当された町職員の皆さんは夜を徹して除雪に当た
られたというふうに伺っております。改めてこの議会の場で皆さんに感謝を申し上げたいと思
います。

そこで、幾つかちょっと質問しますけれども、この補正の除雪対策費含めて、今般除雪にか
かった費用は約1億円ぐらいになりますよね。この辺は、県なり国からの助成が当然あると思
いますが、どの程度割合として助成が来るのか。

たしか関ヶ原町は、国の豪雪地域に指定されていると思ひまして、補助率は多分高いんでは
ないかと思いますが、分かる範囲でちょっとお答えいただきたいと思います。

それから、今言いましたように、夜も寝ずに職員の方、あるいは業者の方はやっていただき
ました。ここにある時間外勤務手当、いわゆる超過勤務手当の140万円ですね。この算出根拠
というか、この残業手当については労働基準法で割増し率が決まっていますよね。日中ですと
100分の125、夜間ですと100分の150ですか。この法に基づいた割合で当然支払われていると思
いますが、そこら辺の確認だけしておきます。

この140万円というのは、何時間分なのかということについて伺いたいと思います。以上で
す。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 失礼いたします。

まず最初の御質問の補助金はどれくらいかということなんですが、楠議員さんおっしゃった
とおり、当町におきましては豪雪地帯ということで、その指定は受けておりますが、補助金の
メニューといたしましては、社会総合整備交付金、いわゆる社総金という補助金の中で除雪対
策関係の補助金はございます。

ただ、今当町の置かれている状況の中で、基本的に国交省が補助の対象としている部分とい
うのは、雪寒道路という言葉があるんですが、日交通量が一定以上の町道においてはその雪寒
道路としての指定が行われます。その雪寒道路の指定がされた路線については補助対象になる
んですが、それに該当しない、例えば幹線と幹線を結ぶ枝道みたいな道については、日の交通
量がその基準以下でありますと雪寒道路としての指定ができないということで補助対象外にな

るというような中で、なかなか今の現実の作業において、雪寒道路と未雪寒道路を分けて除雪の作業を行っているわけではありませんので、なかなかその分類が難しいというような中で補助金として申請できる金額の概算の金額を申請しているような状況ですので、基本的には満額の請求はできないような状況になっております。

ただ、今年度については、これだけの豪雪がありましたので、臨時の補助金が出るということで、そちらのほうは恐らくですが、まだ額確定しておりませんけれども、1,000万円以上の補助金は入ってくるのではないかとすることを予想はしております。ただ、まだ額が確定しておりませんので、具体的な額はちょっとお伝えすることができないというような状況です。

あと、時間外につきましては、楠議員さんおっしゃったとおり、正しく支払いのほうはしておりますので問題ないかと考えております。

○7番（楠 達男君） 何時間分ですか。

○産業建設課長（福安健司君） 何時間分というのは、あくまでも見込みで今計算しております。

基本的に積算の根拠といたしましては、例えば今回の補正につきましては、12月にどれだけの実績があったかとか、1月にどれだけの実績があったかというような中で、それを純粋に頭割りするような形で金額を設定して、それ掛けることの何回分、何日分というような金額の算定をしておりますので、時間数と言われるとちょっとつらい部分がございます。

あくまでも1回出動したときの平均的なオペレーターさんの時間外手当の合計額掛ける何回分というような形で算定しておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） ありがとうございました。

1点だけ伺うんですが、豪雪があったときに私も役場へ来て担当の方といろいろ話したんですが、職員さんは日勤の仕事があつて、積雪警報みたいなのがあったときにはここで泊まりとか、ここで足止めを食らって夜中に出動という、これは現実問題としてやむを得ないことだと思いますが、そこで私が思うのは、そういう形で職員を足止めしてここで待機してもらう場合の休憩場所とか仮眠場所もないということなんで、この辺については町長、いかがお考えなんですか、今後のこととして。今回のようなことがないとは言えませんよね、今後もね。

しかし、現実には職員は日勤を終わりそのまま待機して、そして夜中に出動命令がかかって朝までやる、さらに自分の仕事があるということで本当に大変だし、よく倒れなかったなと思うくらい私はいるんですけども、せめて仮眠場所とか休憩する場所については考える必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 御指摘のとおりでございます。確かに長時間にわたって職員も詰めてお

りまして、オペレーター業務をした職員については、給油等の関係で戻ってきたときに自席であるとか宿直室であるとか、そういった空いておる場所を使って仮眠とか休憩を取っていただいたというのが現状でございます。

関ヶ原町のこの庁舎、建物におきましては、今御指摘があったようなことに対応できる専用のスペースはございませんので、空いている会議室等を使って休憩を取っていただく、そうやって次に備えていただくというしかございませんので、そこら辺は職員のほうにも何とか理解していただいてやっていきたいと思っております。

また、明けの時間ですね、通常業務に戻らなきゃならない部分もありますけれども、非常に体力的にもたないとかいう場合には、適宜帰って休みを取るということも認めさせていただいて、何とか大きな支障が出ないようにはしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、二、三質問させていただきます。

30ページの健康増進事業の寄附金60万8,000円なんですが、寄附金の60万8,000円を増進事業に充当しているということは、これはどのような寄附金であったかというものです。どこへ使ってくれとか、誰からとはちょっと言いにくいでしょうけれども、というものを質問したいと思います。

それから32ページ、合戦まつりの実行委員会の△691万8,000円、使用部分が308万2,000円あります。かなりの金額、300万円とあります。参考に、どんなものに300万円も使われたのかということです。

それからもう一つだけ、除雪の関係ですけど、大変やと思います。楠議員さんが言われたように本当に分かっていますので何ですが、修繕の540万円というのはかなり額が大きいもので、先ほど施設の関係の何か金額も言われました。どのような施設、参考にどこをどうなったのかとか、それから車の関係で修理とかもあったと思うんですけど、どのような、車の修理に関してもどのくらいあったのかということを聞きたいのと、それから先ほど1,000万円と言われましたよね、補助金が。多分、豪雪で普通交付税にある程度の金額が入っています。それにオーバーした分のやつを、どのくらい使ったかということを報告すると特交のほうで多分来ると思うんです。それで、その1,000万円というのは特交の数字なのかということの確認だけです。以上です。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 30ページの健康増進事業費の寄附金につきましてですが、昨年より明治安田生命さんと、健康事業に伴いまして一緒に共同して講座とかい

ろいろやっ払いこうということで協定を結ばせていただいております、本年度におきまして、保険会社さんのほうから寄附金として町にということでいただきましたので、そこに充当させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 失礼します。

関ヶ原合戦まつり実行委員会補助金の件でございますが、当初予算1,000万円のうち308万2,000円を実行委員会に補助をさせていただいております。その内訳としまして、イベントのキャンセル料等として108万2,000円及び次年度の開催準備金として200万円でございます。

次年度の開催準備金につきましては、2年間合戦まつりができなかったということと、来年度につきましては大河ドラマ「どうする家康」の放映もございますので、規模を大きくして開催をしたいということで、その準備金でございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） すみません、御質問のありました修繕料ですけれども、除雪機械ももちろんですけれども、今回の豪雪の関係で、例えば公共ますの蓋とかマンホール、道路際にある側溝のグレーチング、あとは個人のお宅の塀にぶつけたとか、本当にたくさん破損箇所が発生しております。

また、今回の除雪で、結局通常と違って拡張した際にかなり両サイドに壁ができるというような雪の状況の中で、無理やり押さないとそれだけの雪がさらに道路の外側に行かないということで、かなり努力されて除雪をした結果、要は道路際の畦畔とか、そういったところが軒並みもう削れちゃっているとか、あとは道路沿いの農業用水路ですね、なかなかいろいろなところで水が通らないような状態で側溝がひっくり返っているとかそういったことがございまして、実際のところ、雪が両サイド残っているような場所については、まだ今後出てくる可能性が非常に高いというような中で今回補正のほうをお願いしているところでございます。

除雪機械につきましては、壊れていない機械が多分一台もなかったです。特に一昨年度導入させていただきました新型ロータリーとか、従前から所有しておりましたロータリー除雪車につきましては、かなりオーガ、削る部分の金属とか、あとはエッジとか、そういった部分を、数日間にかけて降り続きますとどうしてもアイスパーンになってしまうものを、道路を黒くするぐらいまでそれを剥いで出そうとしますと、どうしてもエッジが削れていくというような作業を繰り返しておりましたので、ほかの車両についても、そりが壊れたとか、あとは経年劣化だとは思いますが、ワイパーが動かなくなったとか、本当にいろんな故障が発生いたしまして、今回の補正の金額を計上させていただいておるような状況でございます。御理解のほうお願いしたいと思います。

あとごめんなさい、もう一点。

先ほどの1,000万円の件ですけど、昨年も実はあったんですが、社総金の中の一部のメニューで、臨時対策の補助金みたいなものがあるんです。今まではなかったんですが、去年と今年についてはその補助金がつくということで、今事業費、そういったものを県のほうに報告しながら、どれぐらいつくかというのはちょっと分からないんですけども、申請はしているところですよ。

昨年度は、たしか300万円ぐらいついたんです。去年それほど除雪の事業費ってなかったんですが、それで考えると、恐らくそれ以上は来るんじゃないかというような予想をしているような段階ですよ。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） そのほかに特別交付税の関係はまだ額も決まっておりませんが、関ヶ原町においては、特に21号、365号、両方通行止めにして除雪したというようなことから、国のほうにも直接私もリモートで特交の措置をお願いするということをしていただいております。まだ額についてはこれから決めていただけるというふうに期待をいたしているところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、今言われた除雪の関係で、施設がどうのこうのと言われている施設なんですけど、個人的なやつだと賠償とかいう関係のものが出てこなかったのかということと、それから合戦まつりの準備金に関してはちょっと疑問やなと思いました。以上です。

○議長（子安健司君） 福安産業建設課長。

○産業建設課長（福安健司君） 実は保険の対象となる案件が2件ほどございます。まだそちらのほうは幾らぐらい金額がかかるかとか、その辺の詳細が出ておりませんので、そういったことが確定いたしましたら議会のほうにまた諮らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 2点お伺いします。

1点目は、26ページで、減債基金に1億4,998万1,000円積みますが、この根拠をお教えいただきたいということと、36ページの例の関ヶ原検定、著作権問題はどうなりましたでしょうか。以上です。

○議長（子安健司君） 高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） 積立てにつきましては、余剰が発生しましたので、この額を目標に積立てさせていただくということです。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 失礼します。

関ヶ原検定の事案につきましては、全協でも説明をさせていただきましたけれども、関ヶ原検定でマスコット等を使用するのであればライセンスの契約をしろと。締結しないのであれば提訴するという警告を受けた事案でございますが、その警告に対して、顧問弁護士を通じて明確に、関ヶ原検定は中止をするため、ライセンス契約も締結しないという旨を相手先に通知をさせていただきました。それ以降、相手先からは全く連絡もないということで、事案が収束をしたものでございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1件だけお願いします。

先ほどの地域振興課長の答弁の中に、関ヶ原合戦まつりの中止となったキャンセル料がたしか100万円ちょっとですか、これ僕らの感覚としてはキャンセル料100万円も払うというのはどんな事業を計画しておるのかというふうに疑問に思うんですが、どういう発生理由ですか、キャンセル料100万円の。ちょっとそれを聞きたいと思います。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 関ヶ原合戦まつりにつきましては、例年10月に行っております。今回、新型コロナの拡大で8月の末から緊急事態宣言に入りました。関ヶ原合戦まつりのみならず、県の事業も10月に計画をされておりました、ぎりぎりまでできるかどうかの判断をしていまして、最終的には緊急事態宣言が9月の頭頃に延長されたその頃に中止の判断をさせていただきましたので、それまでに講演者の手配とかをしておりましたので、出演者等のキャンセル料が主でございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第12 議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第8号 令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第8号について御説明を申し上げます。

人件費の精算見込みにより14万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,054万9,000円とする令和3年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては、省略をさせていただきます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第9号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事

業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第9号について御説明を申し上げます。

精算見込みによる人件費の減額や実績に伴う一般被保険者の療養給付費の不足見込み分で903万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億9,052万5,000円とする令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第9号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）につきまして詳細説明させていただきます。

初めに、46ページの歳出をお願いします。

総務費、一般管理費は、人件費の補正及び当初予算に計上をしてございましたシステム改修等の経費が補助の対象となりましたので、財源の組替えを併せてしてございます。

続きまして、保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費1,000万円でございますが、12月にも補正をお願いしたところでございますが、今年度の療養給付費の実績が現在のところ月平均4,600万円ほどでございまして、年度末において予算不足が生じる見込みのため、補正をお願いするものでございます。財源は県支出金でございます。昨年度と比較しまして高医療費の方が多いため、不足するものでございます。

戻っていただきまして、45ページの歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の3万9,000円でございますが、当初予算に計上をしておりましたマイナンバーカードの保険証申込み支援事業、チラシの印刷代でございますが、こちらが国庫補助の対象となったものでございます。

続きまして、県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金1,000万円でございますが、歳出の療養給付費1,000万円に対するものでございます。

その下の特別交付金128万7,000円、こちらは当初予算に計上しておりました制度改正に伴うシステム改修の経費が交付金の対象となったものでございます。

繰入金でございますが、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金228万7,000円を減額させていただきます。

以上が国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第10号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第10号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第10号について御説明申し上げます。

精算見込みによる人件費の減額や医療材料費の不足見込み分、また施設改修工事費など総額600万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,420万9,000円とする令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、診療所事務局長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 失礼いたします。

それでは、議案第10号 令和3年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第4号）について歳出より御説明させていただきますので、議案書の53ページをお願いいたします。

総務費、施設管理費、一般管理費の報酬125万7,000円の増額は、今現在、大学から来ていただいている整形外科や内科の勤務医につきまして、結構頑張っていていただいております、現計予算に対して手当がちょっと不足が見込まれるため今回追加を補正させていただくものです。

続きまして、職員手当等の時間外勤務手当82万円の増額は、新型コロナワクチン個別接種の実施によりまして、時間外による事務作業とか電子カルテの更新に伴いまして、時間外に操作の研修をすとか、また今回大雪に伴いまして早朝からの除雪作業に職員が当たっておりますので、それに伴いまして時間外勤務手当が不足するため追加補正をさせていただきます。

続きまして、償還金利子及び割引料の補助金返還金2万8,000円は、令和2年度の新型コロナ感染症対策関連の補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入額控除税額を返還するものです。

続きまして、公課費は、消費税の確定申告に伴いまして、現計予算に不足する額18万2,000円を追加補正させていただきます。

続きまして、医業費、医業費の診療費の需用費620万円の増額は、令和3年度当初予算におきまして病棟の休床及び診療体制の縮小等により患者の減少が見込まれたため、薬品費や試薬品などの医薬材料について対前年よりも大幅な減額予算としておりましたが、当初見込みよりも大幅な患者減少とならず、また精査させていただきますと、整形外科での高額な骨粗鬆症薬を投入する患者さんの人数が大幅に増えたことなどの理由により、当初の見込みより試薬費等の費用が増加しているため精査させていただき、不足する額620万円を増額補正させていただきます。

続きまして、54ページをお願いいたします。

施設整備費として、診療所駐車場北側河川沿いのフェンスを今シーズンの除雪作業においてちょっと破損させてしまいまして、御存じかと思いますが、その修繕工事としまして130万円を計上、また外科診察室裏に処置用のシンクを設置したいと考えておりまして、その工事費30万円を計上させていただき、合計で160万円の追加補正をお願いするものでございます。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、歳入について御説明させていただきます。

議案書の51ページをお願いいたします。

診療収入、外来収入につきましては、今年度の決算見込みにより、それぞれの目ごとに精査させていただき、国民健康保険診療収入、社会保険診療収入をそれぞれ700万円、1,300万円の減額、後期高齢者医療保険診療収入と一部負担金収入がそれぞれ3,000万円と600万円の増額、福祉医療や自賠責などのその他の診療収入を500万円の減と見込み、外来収入合計としましては1,100万円の増額補正をさせていただきます。

次に、診療収入、その他診療収入の諸検診収入は、新型コロナウイルスワクチン接種やインフルエンザワクチン接種の実施に伴い、各種予防接種収入を650万円増額、検診事業につきましては、昨年当初の段階でちょっとカメラの医師の確保が見込めていないということで、検診の数も減るのだらうということで見込んでおりましたが、4月より何とか医師が確保できたことによりまして750万円の増額補正をさせていただき、諸検診収入合計で1,400万円の増額補正

をさせていただきます。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金は、令和2年度より実施されましたインフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助事業につきまして、事業費が確定したため、精算により令和3年度分の補助金として599万8,000円を追加し、また新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助事業を活用して、消毒液等の購入をしたことにより8万円の補助金が交付されるため、補助金合計としましては607万8,000円追加補正させていただきます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、総務費県補助金の新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金590万円は、国からの補助とは別に、県の補助事業として個別接種を促進させるための補助金が上乗せ分として交付されるため、3月末までの実績見込みにより追加補正をさせていただきます。

次に、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金を4,133万円減額、前年度繰越金を915万4,000円増額補正し、諸収入、雑入の過年度収入120万円の追加補正は、令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止医療提供体制確保支援補助事業として、パーティションや空気清浄機を購入させていただいた分につきまして、今年度に補助金が交付されることとなりましたので、過年度の収入として追加補正させていただきます。

以上で歳入についての説明とさせていただきます、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ合計600万2,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,420万9,000円とする補正を上程させていただきます。

以上が私からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） すみません、簡単なことですが、54ページです。

フェンスのほうなんですけど、壊れているのは一部だと思うんですが、この辺は部分的に直されるのか、全面的にやられるのか。それと高さですね、今現在非常に高いので、ある程度転落防止ができれば低くても可能かと思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 業者のほうとも一応見させていただきまして、結論としましては、全面的にやり替えようということで、費用がかさみますので、ちょっと高さを1メートル50センチメートルぐらいに低くして、ああいう扉のないつらつとしたフェンス

に新しくやり替えるということで今のところ計画をしております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第11号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第11号 令和3年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第11号について御説明申し上げます。

実績に伴う居宅介護サービスの給付費の追加や施設介護サービス給付金の減額など、総額1,535万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億4,629万9,000円とする令和3年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第11号 令和3年度関ケ原町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

初めに、62ページの歳出をお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、人件費の補正でございます。

保険給付費でございますが、62ページから64ページまで各サービスにつきまして補正をしておりますが、これにつきましては、各サービスごとの年間の給付額の見込みにより、それぞれ補正をさせていただいております。

64ページの基金積立金270万1,000円でございますが、国から各市町村の地域支援事業に対しまして、保険者機能強化推進交付金129万8,000円及び保険者努力支援交付金140万3,000円が昨年度に引き続きまして交付されることになりましたので地域支援事業の財源に充当させていただきますが、当初で保険料を財源充当しておりますので財源を組替えし、一般財源として保険料を基金に積み立てるものでございます。

65ページの地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業費でございます。先ほどの国の交付金、保険者機能強化推進交付金129万8,000円のうちの58万8,000円と保険者努力支援交付金140万3,000円のうちの63万5,000円の財源の組替えと、介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、人件費の補正をしております。

次、66ページでございます。

介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、こちらも国の交付金による財源の組替えをし、併せて介護予防・生活支援サービス事業費30万円、また高額介護予防サービス費140万5,000円をそれぞれ補正させていただきます。

一般介護予防事業費につきましても、国の交付金による財源組替えをし、併せて人件費の補正をしております。

戻っていただきまして、59ページの歳入でございます。

一番下でございますが、国庫支出金、国庫補助金、保険者機能強化推進交付金129万8,000円、また次の60ページの一番上でございます、介護保険保険者努力支援交付金140万3,000円の交付決定がございましたので、補正をさせていただきます。

61ページの繰入金でございますが、歳出の総務費の人件費の補正に伴いまして、その他一般会計繰入金の事務費繰入金を69万5,000円減額しております。

その他の歳入でございますが、歳出の保険給付費、地域支援事業費の補正額に合わせまして、それぞれの負担割合が決まっておりますので、それぞれの項目の負担割合に合わせて補正をさせていただきます。

以上が介護保険特別会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第12号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第12号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第12号について御説明申し上げます。

歳入においては、看護小規模多機能型居宅介護事業の介護の利用見込みによる減額、歳出では、精算や実績見込みによる人件費、看多機賄材料費の減額など467万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,048万3,000円とする令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、介護事業課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 失礼します。

議案第12号 令和3年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

議案書の73ページをお願いいたします。

歳出について説明させていただきます。

総務費、施設管理費とサービス事業費、居宅サービス事業費及び次ページの居宅支援サービス等事業費における職員の報酬、給与、また手当、共済費等の人件費につきましては、年度末までの精算見込みによるものですので、説明は省略させていただきます。

73ページのサービス事業費、居宅サービス事業費、デイサービスセンター事業費の備品購入費10万円の増額につきましては、デイサービスセンターの利用者より、デイサービスセンター事業への活用として10万円の御寄附を賜り、本年1月13日に受領させていただいたことによりまして、施設用暖房器具、また清掃器具等の備品購入費用として増額補正させていただくものです。

同じく居宅サービス事業費、看護小規模多機能型居宅介護事業費の需用費の賄材料費230万

円の減額につきましては、サービス利用実績見込みにより減額させていただくものでございます。

戻りまして、議案書の71ページをお願いいたします。

歳入について御説明させていただきます。

サービス収入、介護給付費収入、居宅介護サービス費収入の看護小規模多機能型居宅介護費収入305万円の減額につきましては、実績と年度末までの収入見込みの額を見直させていただき、減額させていただくものです。

利用状況としましては、月定期利用者を12名と見込んでおりましたが、現在定期利用者は10名ほどで推移しており、9月以降においては、短期利用が3名から4名ありまして、利用人数としては増加しておる状態でございますが、サービス収入としては、予定としていた収入に満たないため減額補正させていただくものです。

また、併せてサービス利用料金に係る自己負担金収入として、下段の自己負担金収入、看護小規模多機能型居宅介護費自己負担金として9万円を減額させていただきます。

次に、寄附金の介護サービス事業寄附金の7万円の増額補正につきましては、デイサービスセンター事業の活用寄附金として10万円の御寄附がありましたので、当初予算額に対し7万円の増額を補正させていただきます。

次に、繰入金、他会計繰入金の一般会計繰入金244万円を減額し、諸収入の雑入につきましては、看護小規模多機能型居宅介護事業の短期利用者の増により、今後の見込み分も含めまして、施設使用料の宿泊費として84万円を増額補正させていただきます。

説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第13号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第17、議案第13号 令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第13号について御説明申し上げます。

汚泥処理等実績に伴う委託料や工事請負費の精算見込みなど860万円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,369万8,000円とする令和3年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 議案第13号につきまして詳細説明をさせていただきます。

議案書の79ページをお願いいたします。

初めに、歳出から御説明をします。

公共下水道費、公共下水道施設管理費、12委託料です。窒素・りん計保守点検委託におきまして、試薬入替えの作業を直営で対応することとしたため140万円の減額。

汚泥処理、搬出、脱臭につきましては、搬出量の実績見込みによる減額でございます。

14節工事請負費につきまして、国道21号のマンホール補修工事を予定しておりましたが、他の要望箇所がございましたので、次年度以降、そちらと併せて実施をすることとしたため80万円の減額。

設備工事につきましては、精算に伴い400万円を減額いたします。

続きまして、78ページの歳入をお願いいたします。

一般会計繰入金645万円の減額。

雑入を215万円減額いたします。

御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第18、議案第14号 令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第14号について御説明申し上げます。

電気料金の高騰により、藤古川、平井それぞれの浄水場の動力費の不足が見込まれるため100万円を追加する令和3年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を定めたので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号から日程第42 議案第38号までについて（提案説明・質疑）

日程第43 議案第39号から日程第54 議案第50号までについて（提案説明・質疑・委員会

付託)

○議長（子安健司君） 日程第19、議案第15号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第54 議案第50号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計予算までの36議案を一括して議題といたします。

議案の説明に入る前に、町長から所信表明を行っていただき、その後、令和4年度の施策方針、提出議案の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 本日、令和4年第2回町議会定例会が開催され、令和4年度の予算をはじめ関係議案を提出し、御審議を願うに当たり、当面の町政運営について私の所信の一端を述べたいと思います。

内閣府が発表した2月の月例経済報告によると、景気認識を示す基調判断を、「景気は、持ち直しの動きが続いているものの新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られる」としており、「先行きについて、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される」とする一方、「感染拡大による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」と指摘しています。これを受けた国の政策の基本的態度は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組むとともに、デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努めるとしており、新型コロナウイルス感染症に対しては、オミクロン株の特性を踏まえためり張りの利いた対策をさらに強化し、学校や保育所、高齢者施設等における感染防止策の強化、臨時の医療施設等の整備、1日100万回目標を踏まえたワクチン3回目接種を確実に実行していくなど、経済社会活動を極力継続できる環境をつくり、安全・安心を確保していくとしています。

岐阜県においては、生産活動は穏やかに回復しつつあり、個人消費も持ち直しの動きが見られる一方で、観光業や運輸業など、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている業種もあり、今年度の税収についても前年度を下回る状況にあります。また、内閣府の試算によれば、来年度の税収は、一定の回復が見込まれているものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の令和元年度の水準までは至らないと見られており、さらに近年の度重なる災害対応や災害への備えに必要な投資、新庁舎建設や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による税収減を補う県債の増加も加わり、県債残高や将来負担比率が増嵩している中において、社会保障関係経費の自然増や社会資本の老朽化に加え、近年の県債発行額の増加などに伴う公債費の増加に対応する必要があるほか、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期さなければならないなど、県財政は歳入・歳出の両面において、不透明で多くの課題を抱えている状況

にあります。

関ヶ原町においては、令和３年４月１日に新たな「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、町全域が過疎地域に指定されたところであり、過疎地域からの自立に向けた様々な施策を盛り込んだ過疎地域持続的発展計画を着実に推進し、町の将来像である「笑顔あふれ 活みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向けたまちづくりに取り組んでまいり所存ですので、議員諸氏をはじめ町民の皆様の御理解と御支援をお願いする次第であります。

私は、令和４年度の予算の編成をいたしました、過疎地域からの自立に向けて歩み始める予算として、特に子育て環境の充実に向けた取組や、安心して暮らすことのできる環境整備、アフターコロナに向けた観光施策に重点を置いたところであり、人口減少・少子高齢化の対策、公共施設・インフラ資産の老朽化対策、今須小中学校跡地の利活用、診療所事業の経営安定化、新水源への移行等、懸案事項が山積する中で、今後の財政状況を見極めつつ、地域の特性を生かし、真に必要とすることを重点的かつ効率的に推進し、創意工夫を持って本町が生き抜いていけるまちづくりに向けて取り組んでいくことを旨とし、予算編成したところであります。議員諸氏の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、新年度における基本方針を申し上げます。

最初に、「地域資源を生かした活力あるまちづくり」であります。

関ヶ原古戦場ランドデザイン策定以降進めてきた取組を地域限定的、一時的なものとしせないため、今後は、岐阜関ヶ原古戦場記念館や各史跡などの歴史観光資源を生かした取組や近隣市町との連携を通じた広域周遊観光の促進を図るとともに、観光消費の拡大に向けた新規土産品の開発や新たに起業する事業者への支援を充実させ、町全体として観光まちづくりの推進に努めてまいります。そのほか地域おこし協力隊制度を活用し、さらなる観光事業の活性化を図ってまいります。

次に、「健康で生涯暮らせるまちづくり」であります。

少子高齢化の流れが顕著となっていることから、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりに向け、認定こども園の整備を視野に入れた保育サービスの充実をはじめ、放課後児童対策や子育てコミュニティ、独り親家庭や障害児がいる家庭への支援の充実や児童虐待防止への対応など総合的な子育て施策の展開を図る一方で、関ヶ原診療所を中心に他の医療機関との連携を強化し、地域医療体制の充実に努めるとともに、医療・保健・福祉の総合的サービスの充実を図ってまいります。

次に、「快適で利便性のあるまちづくり」であります。

人口減少が進む中、地域の活力を維持するためには、企業誘致による雇用の場の確保をはじめ、商業環境の利便性向上、宅地の確保が課題となってくることから、土地利用のゾーニング

を明確にし、土地の高度かつ有効利用を進めていく必要があります。引き続き企業誘致に努めるとともに、民間による宅地造成を支援し、移住定住施策の充実を図りながら、転入の促進・転出の抑制に努めてまいります。

また、除雪機械の計画的な更新や消雪設備の検討など、町道の除雪体制の維持・充実を図ります。

次に、「安全・安心して暮らせるまちづくり」であります。

住民生活や産業活動に欠かせない安全な水の安定供給に向け、第4次拡張事業を着実に推進し、確実な給水の確保、供給体制の持続性の維持に努めてまいります。また、地域防災計画に基づく総合的な防災体制の確立を図るとともに、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、備蓄品等の確保を計画的に進めるほか、消防団の活性化、地域における自主防災組織の育成・強化を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいります。

次に、「心豊かな人を育てるまちづくり」であります。

児童・生徒一人一人が可能性を最大限に発揮し、次代を担う人材として成長していくことができるよう、特色ある教育の推進や確かな学力の育成に努め、外国語教育、特別支援教育など社会変化やニーズに対応した教育の充実、豊かな心の育成、体力の向上や食育・健康教育の推進等による健やかな体の育成など、生きる力を育む教育活動を推進するとともに、住民一人一人が生涯にわたっていつでもどこでも自発的に学習活動を行い、自己を高め、その成果が活かされる生涯学習社会の形成に努めてまいります。

最後に、「住民と行政が協働するまちづくり」であります。

複雑化・多様化する行政ニーズに的確に対応し、住みよいまちづくりを進めていくためには、住民と行政が知恵と力を合わせ、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠であると考えております。住民参画・協働を推進するため、各種計画策定における住民ワークショップの開催やパブリックコメントの活用など、政策形成過程への住民の参画を図り、広報紙・町ホームページなど広報・広聴活動の一層の充実、情報公開の推進など参画・協働に向けた住民と行政の情報の共有化に努めてまいります。

以上、申し上げました基本方針を念頭に置きながら、町の将来像である「笑顔あふれ 活気みなぎる 古戦場のまち せきがはら」の実現に向け、新しい時代のまちづくりのために、皆さんと一緒に知恵を絞り、気概を持って取り組む覚悟でありますので、議員各位をはじめ町民の皆様には、私の決意と気持ちを御理解いただき、温かい御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、今回提案した議案についてであります。

初めに、議案第42号から第50号までの令和4年度予算について御説明申し上げます。

本町の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、まだまだ先行き不透明な

経済環境や財政政策の中で、税収や特に基金残高、過疎地域からの自立に向けた取組により増加が見込まれる起債残高、健全化判断比率の推移を見ながら、さらに徹底した行財政改革が必要になってきております。

令和４年度の予算編成に当たっては、歳出改革の一層の推進を図り、全会計とも歳出全般にわたる徹底した見直しを行ったところであり、経常経費の簡素化、効率化を図る一方、過疎地域からの自立に向けた取組については、優先順位を明確にし、今後の財政状況に意を払いながら、事業の選択を行ったところであります。

このような結果として、令和４年度の予算規模は、一般会計39億9,580万円、特別会計等で34億8,514万8,000円、予算総額74億8,094万8,000円となったところであります。

予算の概要、歳入歳出の項目別の説明につきましては、この後、担当課長が行います主要事業等の説明にも出てまいりますので、別途配付することで説明と代えさせていただきます。御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、続いて議案第15号から議案第38号について順次御説明申し上げます。

議案第15号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

法改正により、条例中の引用法律が廃止されるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため講ずる措置を受け、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和と勤務環境の整備について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第18号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、また議案第19号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括して御説明申し上げます。

昨年の人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の閣議決定を受け、所要の改正を行うものでございます。

議案第21号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、行政不服審査法及び同法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第22号 関ヶ原町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第23号 関ヶ原町補助金等交付条例の一部を改正する条例について、また議案第24号 関ヶ原町集会施設設置事業補助金交付条例の一部を改正する条例については、改正趣旨が同様でございますので一括して御説明申し上げます。

押印を求める手続の見直しに伴い、各様式中の押印を削除する一部改正でございます。

議案第25号 関ヶ原町火入れに関する条例の一部を改正する条例については、本条例につき

ましても、押印を求める手続の見直しに伴い、各様式中の押印を削除するとともに、火入れ従事者の従事者欄においては、男女表示を改めるため改正するものでございます。

議案第26号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、住民基本台帳の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第27号 関ヶ原町公民館条例の一部を改正する条例については、本年4月から、施設の予約システムの運用に伴う所要の改正と、使用料の見直しに伴う改正を行うものでございます。

議案第28号 関ヶ原町体育館条例の一部を改正する条例について、また議案第29号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第30号 関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放条例の一部を改正する条例について、議案第31号 関ヶ原町西田運動広場施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例についての5議案については、関係がございしますので一括して御説明申し上げます。

先ほどの議案第27号 関ヶ原町公民館条例の一部を改正する条例の一部と同様に、本年4月から施設の予約システムの運用に伴い、許可に係る事項を変更しようとするときも許可時と同様の手続をする項目をそれぞれ追加する改正でございます。

議案第33号 関ヶ原町子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例については、平成26年度より第3子以降の児童を養育している方に経済的負担の軽減を図り、少子化対策と児童福祉の増進に寄与するため当該給付金支給事業を実施しておりますが、さらに支給対象者の拡大を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第34号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、一般被保険者に係る基礎賦課額において、算定方式の見直しや法改正による賦課限度額の引上げ、また未就学児の均等割額の軽減措置等、所要の改正を行うものでございます。

議案第35号 関ヶ原町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定については、本条例は企業誘致促進を図るため、工場立地法第4条の2第1項に基づき、緑地及び環境施設における割合率を緩和するものでございます。

議案第36号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、施設の使用時間や使用料について、近年の利用状況を鑑み、見直しを行うものでございます。

議案第37号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の処遇改善を図るため、年額報酬の見直し、また新たに出勤報酬の支給等、所要の改正を行うものでございます。

議案第38号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、損害補償を受ける権利にお

けるただし書を削除する改正でございます。

議案第39号、議案第40号並びに議案第41号につきましては、介護サービス事業、今須農業集落排水事業、また公共下水道事業の各特別会計への繰入金の額を定めるものでございます。

以上、一括上程されました議案の説明を終わらせていただきます。

なお、引き続き担当課長に詳細説明をいたさせますが、一部議案につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。何とぞ新年度関係予算等につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時22分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまから順次説明を求めますが、議案によりましては説明を省略することもありますので、御了承願います。

議案第15号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。
澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第15号 関ヶ原町個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料のほうをもって御説明をさせていただきますので、議案資料1ページから2ページになりますが、よろしくお願いをいたします。

本条例の改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条によりまして、本条例の中の第2条中で引用しております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び17条の条例中の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この2つの法律が廃止をされまして、個人情報保護に関する法律に統合をされるため、それぞれ引用部分におきまして改正をさせていただくものとなっております。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第16号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第16号 関ヶ原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例について御説明をさせていただきます。

議案資料の3ページからよろしく願いをいたします。

提案説明のほうにもございましたが、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和と勤務環境の整備に伴う改正となっております。

第2条の関係におきましては、第3号のア、(ア)の引き続き在職した期間が1年以上という要件を廃止させていただき、同号アの(イ)では、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」へ改めさせていただき、「同号ア、(イ)」を「同号ア、(ア)」とし、「同号ア、(ウ)」を「同号ア、(イ)」にするものでございます。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

第18条におきましては、第2号中の「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して町の規則で定める」に改め、同号のア及びイを削除する改正となっております。

次に、新たに第22条といたしまして、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等では、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、当該職員の意向を確認するための面談その他に措置を講ずることや、また申出により不利益な取扱いを受けることがないように規定しております。

次に、23条におきましては、勤務環境の整備に関する措置では、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置をそれぞれ規定しておるところでございます。

したがいまして、22条、23条、2条を加えたことによりまして、「22条」が「24条」と改める改正内容となっております。

説明は以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第17号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第17号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案資料の5ページをお願いいたします。

この5ページの資料につきましては、改正内容をまとめさせていただいたものでございます

ので、こちらで御説明をさせていただきます。

人事院勧告を鑑み、期末手当の支給月数を改定するものでございます。年間4.35月分を4.3月分へ0.05月分引き下げる改正となっております。

したがいまして、条例中第5条中の「100分の217.5」を「100分の215」へ改正をするものでございます。

また、今回につきましては、附則におきまして特別措置を設けております。令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置では、支給する期末手当の額はこの規定により算出される期末手当の額、いわゆる基準額と申し上げますが、この基準額から令和3年12月に支給された期末手当の額に217.5分の15の割合を乗じて得た額、こちらを調整額と申し上げます、この調整額を減じた額とするなどの規定としてございます。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第18号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第19号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第19号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案資料の9ページをお願いいたします。

こちらにつきましても、まとめさせていただいたものでございますので、こちらをもって御説明をさせていただきます。

先ほどの議案17号、18号同様に、昨年の人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の閣議決定に伴いまして、こちらにつきましても、期末手当の支給月数を改正するものでございます。

一般の職員につきましては、年間2.55月分を2.4月へ0.15月引き下げ、6月期、12月期それ

ぞれ「100分の127.5」を「100分の120」へ改正をするものです。

再任用職員につきましては、年間1.45月分を1.35月分へ0.1月分引き下げ、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改正をするものでございます。

なお、表中の括弧書きにつきましては、特定幹部職員の改正となっております。

本条例の改正につきましても、附則において、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定しております。令和4年6月に支給する期末手当の額は、基本額から附則第2条の1号及び2号に規定する調整割合に応じた額をもって支給するものでございます。

御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 0.15の引下げということで、どれぐらいの影響額になるのか教えてください。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 影響額というようなことでございますが、今回の給料の改定、一般職の場合でございますけれども、年間0.15月の引下げと特例措置の昨年12月に支給した分、それぞれ附則で1号のアの職員、またイの職員とか率があるわけでございますが、その調整額を減じた額になりますので、本条例の改正によって、全体としておおむねでございますが、一千五、六百万円ぐらいの全体的な、昨年に比べると減額になるのではないかなというようなことは見込んでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、ちょっと分からない部分があって、この附則の2条の一番最後のほうに、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しないとあるんですけど、調整額が基準額以上になるという意味が分からないんですけど。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 支給しないということはあまりないんですが、例えば昨年12月を支給して、例えば病休とか休業した場合、6月の支給額が少なかった場合、調整額のほうが上回った場合は支給をしないということであってあるもので、ほとんど、ほぼほぼ可能性は少ないと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

議案第20号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 議案第20号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

議案資料の11ページをお願いいたします。

先ほどの議案第19号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に伴いまして、本条例の第15条中及び第24条で引用をしております「100分の127.5」を「100分の120」に改める内容となっております。

なお、読替規定の100分の75についての改正はございません。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません、この会計年度任用職員についても影響額って分かりますでしょうか。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 会計年度任用職員の給与の部分、読替規定の100分の75については、今回は改正をしておりませんので、影響はございません。改正はありません。

○5番（田中由紀子君） ないの。

○総務課長（澤頭義幸君） はい。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

議案第21号 関ヶ原町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 谷口輝男君。

○2番（谷口輝男君） すみません、この条例改正の署名・押印を削りというのと、それから押

印だけを削りというのがあるんですけど、いわゆるほかの条例とかいろいろあると思うんですけど、様式も全部押印をなくすということで、署名に関しては、例えばどこまでが署名が要って、押印はなくなりますよね。ということは、印刷で全部名前も入れてしまってそのまま提出するという場合もありますね。

例えば押印が必要な基準とかそういうものは、押印やなくて署名、押印なくしてしまったら署名が必要かという部分の基準とか何かそういうのはあるんですかね。必ずしも、印刷ばかりでいってしまったら誰が出してもいいんで、署名すればある程度その人の必要なあれが分かりますね。そこら辺の基準とかないのかなと思って、すみません。

○5番（田中由紀子君） 署名が基本なんですか。

○2番（谷口輝男君） 署名が基本になるけど、署名消してしまったら、署名と押印両方とも消してしまっているところもあるし、今までどこまでが署名が要ってどこまでが署名要らないかという部分があるのかどうかということを知りたかったんです。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） すみません、押印と署名、第8条の関係ですかね。

○2番（谷口輝男君） 8条は署名・押印の押印だけ消すんです。

○総務課長（澤頭義幸君） ちょっと詳細を説明させていただきますと、まず第4条の第4項の改正は、押印を求める手続の見直し等のための総務省令の関係政令の一部改正によりまして行政不服審査法施行令の一部が改正をされましたので、いわゆる上位法に基づいて削除をさせていただくものです。

次に、第8条の関係は、これはデジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴いまして、こちらは行政不服審査法の一部改正がされましたので、その一部改正に伴い、文言を削除させていただいているという改正となっております。

そして、同条8項と9条、10条につきましては、町の押印見直しに関する基本方針で、押印だけを削除して署名はお願いをするというような改正となっております。

基本的には署名、あと後々出てきますけれども、今回の条例改正の中で、署名をしていただいて、その段階で本人確認、また提出には必ず、ほとんどのものが添付書類がございますので、そちらでの確認とか、そういう形では取っていきたいというふうには考えております。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第22号 関ヶ原町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第23号 関ヶ原町補助金等交付条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第24号 関ヶ原町集会施設設置事業補助金交付条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第25号 関ヶ原町火入れに関する条例の一部を改正する条例については、詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第26号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第26号 関ヶ原町手数料徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

今般の条例改正は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票及び戸籍附票の除票の交付手数料を手数料徴収条例に加えるための改正を行うものでございます。いずれも交付手数料は200円でございます。

議案資料の21ページをお願いいたします。

新旧対照表の改正後の事務内容の3、手数料の名称は住民票除票写し等交付手数料及び6の戸籍附票除票写し交付手数料でございますが、住民基本台帳法の改正に伴いまして、新たに追加をするものでございます。

改正前の事務内容の２、住民票写し等交付手数料及び４、戸籍附票写し交付手数料でございますが、字句の追加を示し、改正後の事務内容の２及び５とし、３は内容は変わらず４としております。

改正前の手数料の徴収でございますが、住民基本台帳法に規定がございませんでしたので、住民票除票の写しにつきましては住民票写し等交付手数料、戸籍附票除票の写しは戸籍附票写し交付手数料としていただいていたところでございます。

議案書の109ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第27号 関ヶ原町公民館条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

議案第27号 関ヶ原町公民館条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書は111ページ、議案資料は23ページでございます。

まず、議案資料の23ページをよろしくお願いいたします。

現在、公共施設予約システムの整備を行っておりまして、４月１日からの利用分につきまして、運用開始するために準備を進めているところでございます。そのことによります条例の整備ということで御理解をいただけたらなと思っております。

まず、この新旧対照表のほうでございますが、第４条の第２項をお願いいたします。

改正前におきましては、公民館の２階の和室など一部の部屋については許可を必要としないという、そういった規定がございましたが、そこだけ特別な取扱いということになっておったわけでございますが、現在ではほかの部屋と同様に申請書を提出していただいて利用していただくという、ほかの部屋と同様の管理形態となっていることから、そこだけ管理が違うということもございませんので、削除させていただきたいというものでございます。

左側の改正後の第４条第２項をお願いいたします。

ここににつきましては、許可に係る事項を変更する場合、言わば変更許可もあらかじめ申請が必要でありますよという条項でございます。当たり前という感じもしますが、この条項の追加は、この後の議案、ほかの条例改正にも同様の改正をお願いしておるものでございます。

現在のこの予約システムの整備におきましては、変更許可の受付も行うものということでございまして、その規定が条文化されていないというのはちょっとまずいということで改めさせていただくというものでございます。

第7条の第2項をお願いいたします。

現在公民館の利用につきましては、町民が利用する場合、無料ということで運用させていただいております。右側の改正前の条文ですと、先ほど改正前にありました和室など、一部の部屋の利用のみが無料となっております。実態に合った条文に改正させていただきたいというものでございます。

めくっていただきまして、24ページをお願いいたします。

こちらの右側の改正前の料金表を御覧ください。

今回のシステム導入に伴い、料金計算につきましても申請時において必要な場合、私は幾らかかるのかなといったことも計算が当然出るようになります。ところが、この表におきますと料金計算ができないケースがあるということが進めていくと分かりました。例えば3階大会議室で9時間の利用があった場合、延長料金が既に設定されておらず計算はできないということなどが、ほかにもあるんですが、そういったことで、ほかの施設と同様の料金形態に改めさせていただくというものでございます。

以上が改正点でございます。

議案書の111ページの附則を御覧いただきたいと思いますが、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 1点だけお願いします。

23ページの今説明がありました公民館の利用料金の件ですが、これまでもこれからも町内に居住する方は利用無料ということですよ。

こういうケースがあるんです。現場の人に聞くと、例えば10人の人が1つの部屋を借りたいというときに、町内の人が半分いると。それから、町外の人が3人いるとか、そういう場合も全部無料だと、町内がいるから。例えば町外の人が10人のうち3人いてもそれは無料だということで、ちょっと矛盾ではないかという意見もあるんですが、なるほどなあとも私と思いますが、その辺の扱いはどうされますか。

○議長（子安健司君） 兒玉教育課長。

○教育課長（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

実は現在の体育館、それからそういったほかの施設につきましても、町民が利用する場合は無料なんですけれど、全員が町民ですよという誓約的なチェック欄を設けております。そこでチェックをしていただいた場合は無料という形になるということでの運用でして、今後につきましての公民館につきましても、ほかの施設と、全て基本的に教育委員会が管轄するもの、この施設についてはこうですよ、あの施設についてはこうですよではやはり具合が悪いので、同様の取扱いをしたいと。つまり、今後につきまして、ちょっとがんじがらめといったらあれですけど、そういったことは難しいんですけど、こういったことについては、基本的には町外の方が見えましてらお支払いをいただくということにしたいと。

ただし、それにつきまして、証明書を出してくださいとか、そういったことまでは申し上げませんので、なかなか運用については非常に難しく困っている部分があるんですが、基本的には本人さんの申請での誠意といいますか、めちゃくちゃ高い料金でもございませんので、そういった運用でやっていきたいなというふうに思っているところでございます。

○7番（楠 達男君） はい、分かりました。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後1時00分

○議長（子安健司君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第28号 関ヶ原町体育館条例の一部を改正する条例については詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第29号 関ヶ原町運動広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第30号 関ヶ原町立小学校及び中学校の施設開放条例の一部を改正する条例については詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第31号 関ヶ原町西田運動広場施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については詳細説明を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第32号 関ヶ原町都市公園条例の一部を改正する条例については詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第33号 関ヶ原町子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第33号 関ヶ原町子育て応援給付金支給条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

今般の条例改正は、第3子以降の児童を養育している者の経済的な負担の軽減を図り、少子化対策と児童福祉の増進に寄与することを目的として平成26年度から実施している制度の拡充を図り、第1子から支給をし、出生数の増加につながるよう改正を行うものでございます。

議案資料の30ページをお願いいたします。

新旧対照表の改正前、改正後の第3条でございますが、給付の対象者と給付金を支給し受給できる者として字句を修正し、見出しを「支給対象者」から「対象者等」に改めるものでございます。

第4条、支給の額でございますが、改正前は第3子以降1人当たり10万円としておりましたが、改正後につきましては、1人目10万円、2人目20万円、3人目以降1人当たり30万円とするものでございます。出生により関ヶ原町に住民登録をし、1年以上本町において生活の根拠を有する者の父または母に1歳の誕生日以降に支給をするものでございます。

議案書の124ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は令和4年4月1日から施行し、令和3年4月2日以降の出生について適用するものでございます。

以上、簡単ですが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 1歳の誕生日ということですが、これは1人目だけでしょうか。3人目も同じかということと、あと、途中から移住されて、転入されて、3人目を生んだという方も対象になるんですね。

○議長（子安健司君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 1年以上住所を有するという誕生日以降に支給をさせていただくもので、途中に転入されて、第1子が見える方で、例えば2人目とか3人目を産まれた方については、その3人目からの30万円が対象になるということでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） これはすごい話題になると思います。それで、私すごい中日新聞を期待して見たんですけど、詳細は書いてありましたが、そのタイトルに過疎対策事業債を活用とかとすごい大きなタイトルが書いてあったので、ちょっとがくつときたんですけど、岐阜新聞は子育て環境充実というタイトルだったのでよかったんですが、これやっぱり町長のやる気を示すすごいいい事業だと思うので、そういう立場で広報とかそういうところにも積極的に載せていただきたいと思いますが、伺いたいと思います。

〔発言する者あり〕

いやいや、もっとPRしてよと。

〔「要はもうちょっとアピールをしたいということ」の声あり〕

そうそう。

〔「広報していけということ」の声あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） つまり、すばらしい事業なのでもっとアピールをしてほしいということです。そのことによって、アピールをすることによって、関ヶ原町が子育てに頑張るんだということが伝わるようにしていただきたいということです。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 大変ありがとうございます。

確かに関ヶ原町、子どもの出生が非常に少ないという状況の中で、こうやって少しでも支援させていただいて生まれる赤ちゃんが増えればいいなというふうに思っておりますので、そういった意味では周知徹底していきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○５番（田中由紀子君） よろしくお願ひします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第34号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第34号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

今般の条例改正は、保険料率につきまして資産割をなくす賦課割合の見直しを行い、令和４年度から３方式に移行する改正、また国民健康保険法施行令の改正に伴い、小学校就学前の被保険者がいる世帯主に対して賦課する被保険者均等割額を減額するもの及び国民健康保険料の限度額の引上げなど、所要の改正を行うものでございます。

議案資料の31ページをお願いいたします。

新旧対照表の第９条の３でございますが、一般被保険者に係る基礎賦課総額について、38ページの第17条の３、未就学児の被保険者均等割額の減額の追加に伴い、字句の追加及び項ずれの修正をするものでございます。

32ページの第10条の一般被保険者に係る基礎賦課額のから、36ページの第13条の11、介護納付金賦課額の保険料率でございますが、平成30年度から段階的に資産割を下げ、令和４年度から３方式に移行するため、資産割をなくし、所得割を100分の50、均等割を100分の35、平等割を100分の15とし、県の標準保険料率に合わせるものでございます。

戻っていただきまして、33ページでございます。

第13条の６、基礎賦課限度額でございますが、法改正に伴い限度額を「63万円」から「65万円」に、36ページをお願いいたします。第13条の６の12、後期高齢者支援金等賦課限度額につきましても限度額を「19万円」から「20万円」に引き上げるものでございます。

37ページをお願いいたします。

第17条は見出しを低所得者の保険料の減額に改め、保険料限度額の引上げに伴い、額を「63万円」から「65万円」、「19万円」から「20万円」とするものでございます。

38ページをお願いします。

第17条の3、未就学児の被保険者均等割額の減額でございますが、こちらも法改正に伴い、世帯に未就学児がある場合は基礎賦課額の被保険者均等割額から10分の5を減額するものでございます。

議案書の127ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。なお、経過措置としまして、この条例による改正後の関ヶ原町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以降の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上、簡単ではございますが詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第35号 関ヶ原町工場立地法に基づく準則を定める条例の制定について詳細説明を求めます。

難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 失礼いたします。

それでは、議案第35号 関ヶ原町工場立地法に基づく準則を定める条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案の129ページをお願いいたします。

今回の条例は、工場立地法で定められている工場の敷地内における緑地面積率等を緩和することで、新規工場の立地を促進するとともに、既存工場の増改築等を行いやすくし、産業の振興と雇用の維持創出を図るために制定をするものでございます。

国の準則では、工場敷地面積の20%以上を緑地とし、緑地を含む環境施設を25%以上として整備しなければなりません、その面積率を国の基準の範囲内で本条例により緩和をするものでございます。

まず、第1条において、公表された国の準則に代えて適用すべき準則を定める旨を規定しております。

第2条では、本条例で使用する用語について規定をしております。

第3条がメインになりますけれども、第1項で区域ごとに緑地及び環境施設のそれぞれの面

積の敷地面積に対する割合を定めております。

表を御覧ください。

まず、緑地の面積の敷地面積に対する割合は、都市計画で定められている地域でございますが、準工業地域は100分の10以上、パーセンテージで読替えをさせていただきますと10%以上、工業地域は5%以上、用途地域以外の地域についても5%以上と規定をしております。

続きまして、環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、準工業地域で15%以上、工業地域で10%以上、用途地域以外の地域で10%以上と定めております。なお、環境施設の面積とは、緑地に噴水や公園等の施設を加えた面積のことでございますので、付け加えをさせていただきます。

また、第2項においては、屋上の緑地や駐車場の緑地等施設と重複する緑地については、50%を超えて緑地面積に算入することができない旨を定めております。

続きまして、第4条においては、敷地が2以上の区域にわたる場合の適用、第5条では、敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用、第6条では、周辺地域に配慮して環境施設を配置する旨を定めております。

最後に、附則としまして第1条でこの条例の施行期日を公布の日と定め、第2条におきましては、昭和49年の工場立地法施行以前に設置されていた工場が生産施設を増設する場合において、国の準則の備考に定められている特例的な計算式により設置すべき緑地面積を定めておりますが、その計算式の数値を読替えをして準用することを規定しております。

詳細説明は以上でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 高木博之君。

○1番（高木博之君） このパーセントですけど、第3条の、これというのは下限というのは、これ以上はもう下げられないというような考えでいいんですかね。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 国のほうで緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準というものがございまして、まず緑地の面積の敷地面積に対する割合については、準工業地域で10%から25%、工業地域で5%から20%、用途地域以外の地域で5%から25%というふうに定められておりますし、環境施設の面積の敷地面積に対する割合につきましては、準工業地域については15%から30%、工業地域については10%から25%、用途地域以外の地域については10%から30%以内で定めるということが規定をされております。

○1番（高木博之君） 下限ということでもいいということ。

○地域振興課長心得（難波真哉君） はい。ですので、本町においては下限の数値を採用したと
いうことでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第36号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について詳細説明を求めます。

難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 失礼いたします。

それでは、議案第36号 関ヶ原町グリーンウッド関ヶ原の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

議案は132ページ、議案資料は40ページをお願いいたします。

今回の改正の要点は、大きく分けて3点ございます。1点目は、オートキャンプ場等の使用
時間の改正、2点目は、同じくオートキャンプ場等の使用料金の改正、3点目は、グラウン
ド・ゴルフ場の年間使用券の金額の改正でございます。

議案資料の40ページ以降の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

まず、別表第2、第5条関係でございますが、使用開始時間を改正するものでござい
ます。オートキャンプ場は「午後3時」を「午後1時30分」に、フリーサイトも「午後3時」を「午
後1時30分」に、コテージ、バンガローは「午後3時」を「午後2時30分」に改め、備考とし
て、オートキャンプ場とフリーサイトの使用については、使用開始時間の繰上げや使用終了時
間の繰下げができるように追加をしております。

続きまして、41ページを御覧ください。

別表第3、第8条関係でございますが、オートキャンプ場の使用料金を改正するものでござ
います。オートキャンプ場Aは「2,950円」を「3,200円」に、オートキャンプ場Bは「2,760
円」を「3,000円」に、フリーサイトは「1,420円」を「1,500円」に、デイキャンプは「950
円」を「1,000円」に、コテージ（8人用）は「1万5,230円」を「1万6,700円」に、コテー
ジ（6人用）は「1万3,330円」を「1万4,600円」に、バンガロー（12人用）は「8,570円」
を「9,400円」に、バンガロー（8人用）は「6,660円」を「7,300円」に、オートサイト兼4
人用バンガローは「6,660円」を「7,300円」に改めるものです。改正後の金額は、改正前の金
額に10%上乗せをして、100円未満の端数を切り捨てた金額とするものでございます。

また、備考においては、備考1では個人料金、大人「470円」を「500円」に、小人「280
円」を「300円」に改め、備考3で規定する連泊による割引を廃止し、同じく備考4で規定す
る季節割引も廃止をするものでございます。

続きまして、42ページを御覧ください。

備考の続きでございますが、備考5を備考3とし、備考4として先ほど別表第2の備考で使用開始時間の繰上げと使用終了時間の繰下げをできることとしたオートキャンプ場とフリーサイトの加算料金を、1時間200円と規定するものでございます。また、研修室及びバーベキュー棟についても、オートキャンプ場と同様に季節割引を廃止するために備考2を削除するなど所要の改正をいたすものでございます。

続きまして43ページでございますが、グラウンド・ゴルフ場の年間使用券「8,000円」を「1万円」に改めるものでございます。

続きまして、議案の132ページをお願いいたします。

最後、附則でございますが、附則として施行期日のほうでございますが、グラウンド・ゴルフ場に関する改正については令和4年4月1日から、それ以外の改正については令和4年10月1日からとさせていただきます。

詳細説明につきましては以上でございます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 楠達男君。

○7番（楠 達男君） 今回の課長の説明の中に、料金の改正だとか、あるいは時間のことは言われましたが、そうする理由が言われなかったので、改めて、例えば料金の値上げについて、あるいは時間の変更について、そうする理由があれば出していただきたいと思います。

それからもう一つは、要するに値上げが主になっていますけれども、このグリーンウッドの経営自体が赤字であって、そのために若干の値上げをするということなのか、あるいはほかの市町でこういった事業をやられている場合の比較ですよね、その辺は関ヶ原町の場合どうか、例えば行政が主体でやっているところもあるかもしれませんし、民間が運営しているところがあるかもしれませんけれども、こういうオートキャンプ場でね。それとの比較で当町の場合はどうなのかということを分かる範囲でお願いします。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 失礼いたします。

まず使用時間についてでございますが、現状の時間より早い時間の設定をしております。少しでも早く来ていただいて利用が可能でございますので、時間を2時間から1時間早く活用していただけるよう使用時間の改正はいたすものでございます。

改正のメインになります使用料金の改正、基本的に10%の値上げをさせていただいております。これにつきましては、グリーンウッド関ヶ原が整備された平成8年度から、実を言うと一

度も料金の見直しがなされておらず、現状コロナ禍のキャンプブームもございまして、たくさんのお客に使っていただいて週末はいっぱいという状態でございます。

コロナが拡大する前で大体年間1,400万円ぐらいの収入がございました。今年度につきましては、9月1か月間緊急事態宣言で閉鎖をし、1月と2月は大雪と漏水で3か月間運営ができていないにもかかわらず1,500万円ぐらいの収入がございまして。このコロナ禍においてもたくさんの方が利用していただいているということ。

また、近隣の施設の比較をしました。県内の揖斐高原や根尾のキャンプ場、隣県の三重県や滋賀県のキャンプ場と比較をしても、うちの施設は低額だということが分かりましたので、一番の今回値上げに踏み切った理由は、実際施設の職員の声が、本当にたくさんの方に利用していただいておりますことが多いと。また、使っているお客さんが、金額が安くて使いやすいというような声、値上げをしても十分来ていただけるというような声もありますので、そこら辺を考慮して今回10%の料金改正に踏み切らせていただいたということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 町民に影響があるとしたら、グラウンド・ゴルフ場の年間使用券だと思うんですが、8,000円から1万円になるということで、現在町民の方でどれぐらいの方が利用されているか分かれば教えてもらいたいですけど。先ほど10%と言われましたが、これ10%以上の値上げになっていると思うんですが、ほかの施設と比較してとか、その値上げの理由もお伺いしたいと思います。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） すみません。町民の方の利用している人数でございまして、ちょっと今手元にございませぬのでお答えすることはできないんですけれども、全体の利用者としては、コロナ前では一万六、七千人ぐらいで、やはり今年度については、年間11回ある大会が1回しかできませんでしたので、また先ほど申し上げましたように緊急事態宣言で閉鎖をしている期間もございましたので、今年度は1万2,000人ぐらいにとどまっている状況でございます。

値上げの8,000円から1万円についてでございますが、通常1回利用すると600円になります。8,000円だと13回、1万円だと16回分でございますので、それ以上使用していただければお得というようなことになるんですけれども、そういうことと、あとは町のほうとして、気持ちよくグラウンド・ゴルフ場を利用いただくために芝生の管理を徹底しておりまして、町外の方々からも大変よい環境であるというように言っていただいております。その環境をきっちりと守っていききたいということもありまして、今回値上げをさせていただいたということでござ

います。以上でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） すみません。40ページのほうですけど、それぞれオートキャンプ、フリーサイト、コテージ、時間が早くなるということでございますが、コテージやなんかは30分早くなるということですね。準備にちょっと若干時間が短くなるということです、その辺の職員の掃除される方のフォローですね。

あと年券については、私もやっているときから、結構利用してみえる人が、安いでもうちょっと高かってもええようなこと言ってみえたんで、別にこれについては何もありませんが、しっかりと芝生のほう、よくお褒めいただいておりますので、どんどんとよくしていただけるようにということです。ありがとうございます。以上です。

○議長（子安健司君） 質問は何でしたか。

○1 番（高木博之君） フォローのほうですね、要は準備の時間が短くなるので、その辺のフォローについてしっかりやっていただければということです。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） ありがとうございます。

オートキャンプ場とフリーサイトについては1時間半早くさせていただいて、コテージとバンガローについては清掃する時間がございますので30分のみ早めさせていただきました。ありがとうございます。

○1 番（高木博之君） 準備にしっかりやれるように人員の配置だけということですけど。

掃除しておかなあかんやつを、無理のないようにやっていただきたいということです。

○議長（子安健司君） 難波地域振興課長。

○地域振興課長心得（難波真哉君） そのようにさせていただきます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第37号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明を求めます。

澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。議案第37号 関ヶ原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、消防団員の処遇改善について、消防庁から消防団の処遇等に関

する検討会の最終報告が示され、町内において検討を重ねてきたところでございます。今回、国で示されました非常勤消防団員の報酬等の基準が制定されましたので、本基準を踏まえて改正をさせていただくものでございます。

それでは、議案資料の44ページをお願いいたします。

第8条では、ただし書中の「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に字句を改正させていただくものでございます。

12条の報酬につきましては、3項立てとさせていただいて、第1項で報酬の区分を年額報酬と出勤報酬としております。同条第2項につきましては、年額報酬について各階級ごとの支給額を定めておりますが、国で示された基準を踏まえ、団員階級を「2万500円」から「3万6,500円」へ引き上げるとともに、各階級につきましても地方交付税算入基準額に準じてそれぞれ引き上げる改正となっております。同条第3項では、改正前の13条第1項の災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は、費用弁償として支給をさせていただいておりましたが、新たに出勤報酬として1日8,000円の範囲内で規則で支給する規定を設けてございます。

第13条につきましては、項ずれによる改正でございます。

令和4年4月1日からの施行としております。御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 出勤報酬について規則で定めとなっておりますが、どのような内容なんでしょうか。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 詳細については今詰めておりますが、概要を御説明させていただきます。

まず、出勤報酬の中に、災害に係る出勤報酬と災害以外に係る出勤報酬、2つに分けさせていただいております。それで、災害に係るもの、いわゆる火災防御とか災害時のパトロールとか、いろいろそういうものが該当してくると思うんですけれども、1日8,000円以内ということで、従事する時間によって区分させていただいて、2時間以内は2,000円、2時間から4時間以内は4,000円、4時間を超える場合は8,000円というような形で今は考えてございます。

災害以外の出動、いわゆる行事であったりそういうものについては、今までも従前どおり費用弁償で1回1,800円でしたので、同様に1回1,800円というような形で規則で定めようということ現在考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 今説明を受けたんですが、他市町村の状況と比較してというのはあるんでしょうか。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 他市町村の状況ということでございますが、西濃近隣町を見ますと、やはり同様にこの国の基準をもって同様な検討をされております。状況といたしましては、西濃で見ますと、全て同様の改正となつてございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 楠達男君。

○7 番（楠 達男君） 今度の改正の背景には、やはり全国的に消防団員が不足している、なかなか手を挙げていただけないということで、一つの方法として費用弁償なり報酬を上げるということは理解できるんですが、ただ現実問題どうなんでしょう、これ上げたからといって、じゃあ確保できるかと。今、関ヶ原町の消防団員の定数を見たら87名でしたか。2階にポスターが貼ってありましたけれども、たしか。定員ですよ、あれは多分。

確かにその報酬を上げることによって、少しでも協力していただける一つの条件としてはあると思いますが、団員の確保のためには、お金の面だけではなくて、自治会ごとにやはり自治会長さん中心に、あるいは現在の消防団員の方含めて対象の方をお願い行動をすとか、家庭訪問をすとか、そういう地道な日頃の活動が消防団員の増加、確保ということにつながると思うんですよ。だから、今後これを期に、報酬を上げたから、手当を上げたからいいんだというふうではなくて、同時に今言ったような本来の目的である地域ごとの消防団員の確保ということについて、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 楠議員さんが言われるとおり、団員確保に向けた処遇改善の一つの今回改正だということは認識をしております。そして、自治会につきましては、自治会長会議において消防団の確保というのは毎年お願いをさせていただいておりますし、各団員につきましては、団員自身が勧誘に行っているという現状の中で、なかなか確保につながっていないという現状はございます。

それで、町といたしましても、さらなる消防団に対しての処遇改善というのは進めていきたいというようなことを考えておりますので、まず今回は第一歩というようなことで御理解いただければ大変ありがたいと思います。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 消防団員の方の加入のネックになっていることの一つが操法大会であります。やはり出場するために練習が必要だということで、春から大会に向けて連日出んならんと。そうすると、仕事あるで無理やということで加入をしてもらえないという状況ございます。

本町においては、先般消防団の会議がありまして、町としては操法大会へは参加しない方向で来年度以降やっていきたいというようなお話ございました。私のほうからは、大会云々はともかくとして、やはり操法、消防技術、訓練、こういったことについては大会には参加しなくても別途やってほしいということでお願いをさせていただきましたけど、そういったことをやることによって、やっぱりウイークデーの訓練を極力減らすというようなことにはつながっていくかなと思いますので、そういった意味でも改善につながっていけばなあということを思っております。その点は御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1 番 高木博之君。

○1 番（高木博之君） 44ページの第12条の3ですかね、予防保全ということであれば、よその例ですけど、火災報知機ですかね、法的には家につけるようになりましたので、その独り暮らしの方とか、この中でそういうようなことの業務を消防団員が、地域の方が地域の家を見守ることについては、多分地域の方も不信感を抱かないでしょうから、そういうものを付け替えたりとかする場合、こちらの3の業務に当たるかはどうですか。要は報酬は時間的な規則で定められるので、短かい時間だったら2,000円で、やっぱり火災報知機は非常に効果があるらしいので、そういうようなことの業務についても適用されるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですが。そういう業務はこれに当てはまるかですかね。ちょっとお聞きしたいんですが。消防団の活動に。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 火災報知機を設置するのに消防団が行くというようなこと。

○1 番（高木博之君） ええ。各家庭に10年の期限がありますよね。天井についておるやつですけど、それを取替えに。

○総務課長（澤頭義幸君） 消防団が行くということですか。

○1 番（高木博之君） 独り暮らしの方で自分でできないような場合ですね。ただ訪問してお話をするだけでもいいんですが。

○総務課長（澤頭義幸君） それが消防団活動の一つということで、例えば消防団の中で取決めができてという話であれば分かりませんが、私が思うには、災害以外の報酬に該当してくるのではないかなというふうに思いますが、現状その辺については、そういう行動・活動をするということは話に出ておりませんので、あくまでも私の私見ということで御理解いただき

たいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 吉田仁君。

○8番（吉田 仁君） 操法に次から参加しないということでございますけど、消火の基礎技術というのはやはり操法をやって初めて分かるということがあると思うんですが、それを今から入ってくる人に伝えないということは、消防団の消火能力そのものがすごい勢いで低減すると思うんですが、その辺をどう考えるか。

あと、まだやらないかんのは、地元の水利がどこにあるかとか器具の点検、そういう基礎的なところをきちっと消防団員としてやるべきことを継承するために操法があったと思うんですが、それをなくしたときにそれをどうやって継承するか。その辺どのようにお考えですか。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 先ほども言いましたように、そういうお話があったと、操法大会をやめたいというお話があったというお話を聞いたときに、それではということで、今御指摘があったようなこと、操作・訓練、当然ですし、やっぱりけがすることを考えると、規律訓練をきちんとしていたほうがけがの度合いが少ないということは当然あると思っております。そういった意味で、参加をしないのならば別途の訓練の方法を十分に検討しろと、やり方について自分たちで決めろという指示はさせていただきました。

それから、水利であるとかそういった確認ですね。それから器具の点検、こういったことについても、操法大会云々やなしに、やっぱり通常の業務として団員の方にはやっていただきたいと思っておりますので、そういったことは逆にしっかりやってほしいというふうに思っております。

操法大会の場合、選手に選ばれた人は自分のパートだけ一生懸命やる。例えば、指揮者は指揮者だけ、後ろの機械の仕事は機械がやるということで、万が一火事があったときに、自分のやったパートのところは分かるけれどもあとは分からんというようなことはあってはいけなくて、誰がおっても全ての操作が同じようにできる、そういう訓練をして、操法大会に出るような上のほうのレベルじゃないかもしれませんが、全体が広く浅くできるような体制を取ってほしいというふうに思っておりますので、そういった方向で今後やり方については検討されて決めていかれると思っております。よろしくお願いします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第38号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第39号 令和4年度関ケ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについては詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第40号 令和4年度関ケ原町今須農業集落排水事業特別会計への繰入れについては詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

議案第41号 令和4年度関ケ原町公共下水道事業特別会計への繰入れについては詳細説明を省略します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

続きまして、議案第42号 令和4年度関ケ原町一般会計予算について総括の説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、令和4年度関ケ原町一般会計予算の総括説明をさせていただきます。

お手元の資料、令和4年度の予算資料をお願いします。中にカラー刷りグラフがあるものでございます。

よろしいでしょうか。

まず1ページ目をお願いいたします。

先ほど町長の提案説明にもございましたが、令和4年度の予算は、特別会計などを含めまして総額74億8,094万8,000円で、対前年度比4.9%の増となっております。そのうち一般会計は39億9,580万円で、前年度に比べまして2億3,000万円の増で率として6.1%の増となったとこ

ろでございます。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計（直診勘定）、今須農業集落排水特別会計が減額となりましたが、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計（事業勘定）、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、公共下水道事業特別会計が増額となったため、特別会計全体で2.1%の増となったところでございます。

企業会計につきましては、水道事業会計が建設改良費の増に伴い増額予算となっております。それでは、一般会計の歳出でございますが、資料の5ページをお願いいたします。

まず議会費でございますが、124万4,000円の減、2.5%の減で、人事院勧告に伴う期末手当の引下げなどによるものでございます。

総務費でございますが、1億665万6,000円の増、22.5%の増となっております。これは、ふるさと納税の増加見込みに伴う事務経費や同報系防災行政無線機操作卓更新事業、令和6年度の固定資産税評価替えに向けた標準宅地の鑑定評価業務、地方税共通納税システムの対象税目追加業務の増などに伴うものでございます。

民生費でございますが、4,527万2,000円の増、4.7%の増でございます。これは、介護サービス事業特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金の増などによるものでございます。

衛生費ですが、2,940万1,000円の減、5.4%の減となっております。これは、新型コロナウイルスワクチン接種経費や国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金、南濃衛生施設利用事務組合への負担金の減などによるものでございます。

労働費につきましては、昨年度と同額となっております。

農林水産業費ですが、2,895万9,000円の増で15.9%の増となっております。これは、中山間地域総合整備事業や国道21号以北の玉・六反田線、旧広域農道の舗装改良及び橋梁耐震補強事業に伴う県営事業負担金、森林環境譲与税活用事業の増などによるものです。

商工費ですが、1,867万4,000円の増、9.1%の増となっております。これは、関ヶ原インターチェンジのモニュメント撤去事業やグリーンウッド関ヶ原のトイレ整備事業の増などによるものです。

土木費ですが、4,524万2,000円の増、10.9%の増となっております。これは、柴井跨線橋の補修事業や除雪車購入費、今須地区の消雪設備計画策定事業の増などによるものでございます。

消防費ですが、2,527万5,000円の減、13.2%の減となっております。これは、防火水槽整備事業の減や消防指令センター工事の完了に伴う不破消防組合への負担金の減などによるものでございます。

教育費ですが、2,838万8,000円の増、7.9%の増となっており、これは関ヶ原小学校のグラウンド改修事業や史跡整備事業、町民体育館の耐震補強事業の増などによるものでございます。

各科目の主要事業の内容につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきますので、

よろしくお願いいたします。

続きまして9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、性質別の比較表となっております。先ほど説明した歳出科目別の増減と大きな理由は重複いたしますが、簡単に説明させていただきます。

義務的経費は、人件費が、人事院勧告に伴う期末手当の引下げなどにより1.7%の減、公債費が、平成30年度臨時財政対策債の据置期間終了などにより3.5%の増となりました。

投資的経費につきましては、普通建設の補助事業ですが5,639万3,000円の増、548%の増となっております。主なものといたしましては、橋梁補修事業の増や除雪車購入事業などによるものでございます。

普通建設の単独事業ですが、1億4,057万9,000円の増、78%の増となっております。これは、同報系防災行政無線操作卓更新事業やグリーンウッド関ヶ原トイレ整備事業、関ヶ原小学校グラウンド改修事業など、過疎対策事業の増などによるものでございます。

その他の経費の物件費につきましては、3,479万8,000円の増、4.9%の増となっております。これは、ふるさと納税経費や評価替えに向けた標準宅地の鑑定評価業務、地方税共通納税システムの対象税目追加業務などによるものでございます。

補助費等につきましては、847万2,000円の減、1.5%の減となっております。これは、不破消防組合や南濃衛生施設利用事務組合への負担金の減などに伴うものでございます。

繰出金につきましては、939万2,000円の増、1.2%の増となっております。これは、介護サービス事業特別会計への繰出金の増などによるものでございます。

以上でございますが、特別会計への繰出金と負担金、補助金につきましては、11ページに内容が記載されております。また、13ページに基金残高の見込みの一覧表を記載しておりますので、参考にいただければと思います。

以上、簡単ですが、一般会計歳出の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより歳出について説明を求めますが、予算主要事業説明一覧表に基づいて、主なものを簡潔に説明を受けたいと思いますので御了承願います。

なお、款の中でも担当課が分かれているところがありますので、あらかじめ指名はいたしません。何ページということを示していただきまして順次説明を願います。

それでは、順次説明を求めます。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

それでは、令和4年度予算主要事業説明一覧表を御覧ください。

よろしいでしょうか。

それでは、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず1ページからお願いいたします。

総務費の総務管理費、庁舎内情報化推進事業でございます。

こちらにつきましては、情報システム関係の経常経費でございますが、総合行政情報システム関連の経費や社会保障・税番号制度関係の経費におきましては、新たに情報システムの標準化の構築費用などが増加となりまして、昨年の当初予算比23%増の3,543万9,000円を計上させていただいております。

次に、庁舎管理費の庁舎管理関係経費でございます。

改修工事等となっておりますが、OA系のネットワークのハブの交換や庁舎敷地内の排水溝の修繕工事で167万5,000円を計上し、一般修繕も含め262万6,000円を計上しているところでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 総合計画策定業務400万円でございますが、後期計画策定に伴う委託料でございます。

公共施設等再整備計画策定業務でございますが、認定こども園整備を視野に入れた中央公民館、旧幼稚園等の公共施設の中期的な再構築の検討を目指すものでございます。

移住・定住推進事業でございますが、移住・定住事業を推進するため、新たに新生活を支援する結婚新生活支援金と、県外からの移住・定住を促す清流の国ぎふ移住支援金を新たに創設します。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、生活安全対策事業でございます。

こちらにつきましては、新規の取組といたしまして公共の電柱を利用させていただいて、リースによる防犯カメラの設置をし、地域の防犯強化を図るために14万5,000円を計上させていただいておりますし、また自治会を対象に防犯カメラ等の設置事業補助金といたしまして、今回60万円を計上しているところでございます。

次に、防災行政無線事業でございます。

こちらの同報系防災行政無線機操作卓更新等の業務委託でございますが、今回の更新業務は、住民に対する災害情報伝達手段の多様化を行い、従来の音声放送に加え、防災アプリや防災メールなど一元的な自動配信を可能とし、迅速な情報提供を図る住民サービスの向上、また防災力の向上のため、過疎対策事業債を活用させていただいて整備を行うものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。

こちらは、岐阜県の避難所生活環境確保事業費補助金を活用させていただき、避難所での感染防止対策を図るため、手指消毒剤の購入費や避難所用のマンホールトイレの購入などを予定しておるところでございます。

○企画政策課長（高木久之郎君） 下から2段目ですが、デマンド型乗合タクシー導入試験事業100万円、デマンド型乗合タクシー導入に向けた試験を実施するものでございます。

○会計管理者兼税務課長（岩田英明君）　続きまして徴税費です。

2ページをお願いいたします。

上から4段目の固定資産税委託料の中の一番下でございます。鑑定評価業務委託料474万5,000円ですが、こちらは3年に1回評価替えの中間年に行う令和6年度評価替えに係る鑑定評価業務となります。

次に、その2つ下の枠、総合行政情報システム処理料、こちらの一番下です。

地方税共通納税システム等対応業務委託料626万7,000円ですが、こちらは固定資産税など地方共通納税対象税目の拡大に伴うシステムの開発費となります。令和5年からの運用に向けての開発委託料として新規で計上いたしております。以上でございます。

○総務課長（澤頭義幸君）　続いて選挙費でございますが、令和4年度に予定をされております参議院議員選挙の関係経費を計上させていただいております。

○住民課長（西村克郎君）　続きまして民生費でございます。

3ページをお願いいたします。

3つ目の障害者自立支援事業1億3,103万9,000円でございます。障害者等の福祉サービスを提供するための介護給付費・訓練等給付費等、あと基幹相談支援センター業務委託等でございます。サービス費等の給付費等につきましては、国・県4分の3の補助がございます。一般財源としまして、町の持分が3,905万5,000円でございます。

次の町社会福祉協議会補助金1,459万4,000円でございます。社会福祉法人の法人運営部門でございます人件費を含めた補助でございます。

その2つ下でございます。

国民健康保険事業としまして、国民健康保険特別会計に7,139万7,000円を繰り出すものでございます。

なお、基盤安定の繰出金につきましては、国・県4分の3の補助がございますので2,982万9,000円を国・県支出金として計上させていただいております。

次の介護サービス事業でございます。介護サービス事業特別会計に8,854万8,000円を繰り出すものでございます。

あと、下から3つ目でございます。

福祉医療費助成事業でございます。6,415万8,000円を計上しております。

一番下の介護保険事業運営事業でございます。これは介護保険特別会計の繰出金で1億4,108万9,000円でございます。給付費分と地域支援事業分で1億860万2,000円でございます。軽減分につきましては889万3,000円に対しまして、4分の3の国・県の補助がございますので664万3,000円の国・県支出金を計上しております。

次、4ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業 1 億3,623万9,000円でございます。これにつきましては、後期高齢者特別会計の関係で、広域連合のほうに支払いをする分、また事務費等の事業費でございます。これにつきましても、療養給付費負担金としまして約 1 億円の負担が必要になっている状況でございます。

次に、児童福祉費の障がい児保育事業（ことばの教室）でございます。すぎの子園570万6,000円でございます。財源のその他30万円は利用料でございます。

子育て関連事業の子育てコミュニティーでございます。現在週 2 日、火曜日・金曜日でございますが、来年度からは週 3 日の月・水・金に拡充をさせていただきます。

障害児施設給付事業でございます。これにつきましては、18歳未満の児童福祉法に基づきます障がい児施設の通所支援の費用で、1,104万7,000円でございます。国と県の補助が 4 分の 3 ございます。

その下が、入学祝金支給事業で246万円でございます。来年度につきましては、小学校が38人、中学校が44人を予定しております。

子育て応援給付金事業340万円でございます。従来は 3 子目以降に10万円を支給していましたが、制度を拡充し第 1 子目10万円、第 2 子目が20万円、第 3 子以降が30万円を支給させていただきます、養育に係る負担の軽減を図り、出生数の増加につながればと思っております。

児童手当支給事業は7,479万8,000円ということで、国・県支出金が6,276万7,000円、町の負担が1,203万1,000円でございます。

最後でございます。保育園施設改修等事業でございます。空調機と防犯カメラの設置工事を予定しております。財源の国庫補助金につきまして、350万円につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定してございます。以上でございます。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） 続きまして衛生費、保健衛生費ですが、国民健康保険特別会計（直診勘定）への繰出金、診療所への繰出金ですが、当初 1 億7,870万円となっております。

母子保健事業では、妊婦健診委託事業として223万3,000円を主として、その他、離乳食実習やキッズピクスなど母子の健康講座事業に68万5,000円を計上しております。また、不妊治療費助成金として95万円を計上、産婦への支援として産婦の産後鬱病と新生児への虐待予防のため、産後 1 か月時の産婦に対する健康診査に要する費用の一部を助成する事業として、今年度も18万円計上する等、総事業費としまして579万円となっております。

続きまして、5 ページをお願いいたします。

令和 4 年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、現在2,162万円の当初予算を計上しております。追加接種実施に伴う国庫負担事業として、個別による予防接種委託料947万3,000円、その他接種体制確保による国庫補助事業として、人件費や接種に必要な消耗

品、印刷製本費、通信運搬費、個別接種促進のための事業負担金等々を計上。なお、コロナワクチン接種事業につきましては、全て国の補助対象の経費となっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、健康増進事業では、各医療機関への健診業務委託料として917万1,000円、その他医療機器やシステムリース料、子宮がん検診等への助成、健康教室や相談業務などを実施させていただき、総事業費1,524万7,000円で、コロナ禍ではございますが、町民の方の健康増進に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○水道環境課長（山田 勝君） 同じく保健衛生費の一番下の段、斎苑管理事業でございます。

主なものといたしまして、修繕工事といたしまして1号炉火炉の台車の入替え、汚物炉のオーバーホールに1,100万円を計上いたしております、全体で2,526万2,000円計上させていただいております。

1つ下の枠、清掃費でございます。廃棄物、し尿に関する一部事務組合の負担金がございますが、全て前年よりも減額となっております、全体で608万円の減となっております。以上です。

○産業建設課長（福安健司君） 続きまして、農林水産業費、中山間地域等直接支払事業969万2,000円につきましては、平野部との生産格差の是正に加え、耕作放棄地の防止、農業生産活動の維持を目的とした事業でございます。本制度が始まりまして22年が経過いたしまして、昨年度より第5期対策が始まっており、20地区が現在取り組んでおります。

続きまして、6ページお願いいたします。

6ページの上から2段目、多面的機能支払交付金事業496万3,000円でございますが、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図ることを目的とした地域の共同活動を支援するものでございます。現在のところ、10協定が取り組んでおります。

続きまして、次に中山間地域畦畔管理省力化事業30万円でございますが、各地区の集落営農組織などの担い手に対しまして、水田の畦畔管理省力化を目的としたセンチピードグラスや芝桜などの被覆植物を植栽する経費の一部を支援するものでございます。

続きまして、県営ため池整備事業350万円でございますが、野上地区の北整理ため池につきまして、耐震化が未実施であるため耐震化を目的とした整備に伴う負担金でございます。

県営中山間地域総合整備事業1,500万円でございますが、山中地区の用排水路や農道整備などの事業費に対する負担金でございます。

次に、県営農道施設強化対策事業3,750万円でございますが、戦国ロードにおける橋梁の耐震補強及び舗装の打ち直しに係る事業費に対する負担金でございます。

中山間地域農業生産基盤整備促進事業補助金495万円、こちらは地元負担軽減のために、対象工事費の5%を県単間接補助を行うものでございます。

次に林業費でございますが、森林環境譲与税事業の森林経営管理事業現地調査・意向調査業務990万円でございますが、森林経営管理移行調査、全体計画の結果に基づきまして、町内の森林において森林所有者の管理に対する意向の調査及び現地調査を実施するもので、新年度に予定しております事業といたしましては、8林班約240ヘクタール、対象者約500名を予定しております。

次に、西南濃森林経営管理推進協議会負担金175万8,000円でございますが、西南濃管内5市町で構成される協議会におきまして、森林環境譲与税事業実施の核となる西南濃森林組合の森林技術者の確保と育成を目的とした施設の整備費用の一部を支援するための負担金でございます。

次に、森林環境譲与税活用事業費補助金452万1,000円でございますが、事業者から提案を受けた本譲与税の使途に合った枝打ちや植栽木の保護などの森林整備事業に対し支援を行うものでございます。

治山事業計画策定業務997万6,000円でございますが、秋葉地区で計画されております県治山事業の実施に伴い、計画している治山施設から排水を相川へ放流するルートの詳細設計を実施するものでございます。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 続きまして、商工費でございます。

7ページを御覧ください。

2行目の起業支援補助金150万円につきましては、町内で新たに起業する事業者に対し経費の一部を補助するものでございますが、開設経費の補助限度額50万円について、観光関連に資する事業については、限度額を150万円に引き上げ実施していきたいと考えております。

4行目の関ヶ原観光まちづくり推進事業760万円、その下の体験型プログラム推進事業委託料520万円、飛びまして真ん中辺りの関ヶ原古戦場グランドデザイン事業2,308万3,000円、その下の国際交流事業115万円につきましては、県の3分の2のグランドデザイン事業補助金を活用するもので、旅行商品の開発事業や大河ドラマ「どうする家康」の放映を見据えたPR活動等を実施するものでございます。

6行目の関ヶ原観光活性化事業委託料200万円、その2つ下の関ヶ原合戦まつり1,000万円につきましては、国の2分の1の地方創生推進交付金を活用して実施するものでございます。

真ん中の少し下の地域おこし協力隊活用事業470万円につきましては、町で委嘱した地域おこし協力隊員の観光協会への委託事業により活用するもので、旅行商品や観光土産品の開発業務等に従事していただく予定でございます。

下から4行目のグリーンウッド関ヶ原管理事業につきましては、先ほど使用料の見直しなど条例の一部改正を提案させていただきましたが、老朽化したトイレの改築をはじめコテージやシャワーの修繕等を実施し、施設の充実を図りたいと考えております。

○産業建設課長（福安健司君） 土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持事業7,768万4,000円でございます。この中の橋梁点検業務につきましては、5年に1度の定期点検17橋と柴井跨線橋合わせ18橋分で、橋梁補修工事につきましては柴井跨線橋及び下明谷1号橋の補修を行うものでございます。

続きまして、除雪対策事業の除雪ショベルローダー購入費1,320万円でございますが、現在運用しております4トンドンプの経年劣化に伴いまして、車両の入替えを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

その前に申し訳ございません、7ページで消雪設備計画策定業務委託716万円でございますが、今須地内の幹線町道の消雪設備導入計画を作成するに当たり、水源確保の手段や施設規模等について検討を行うものでございます。

次に、松尾消雪ポンプ操作盤改修工事437万4,000円でございますが、松尾地区の消雪ポンプの操作盤について、経年劣化のため改修を実施するものでございます。

8ページをお願いいたします。

上から2段目、都市計画費、都市計画推進事業1,289万7,000円でございます。この中の景観計画策定に伴う岐阜工業高等専門学校との共同研究業務でございますが、こちらにつきましては、条例及び計画に基づき、重点区域指定を予定している地域の住民のワークショップ等による意識調査及びそれを踏まえた計画案の提案等を行っていただくものです。建築物耐震改修事業につきましては、緊急輸送道路沿道建築物耐震診断の結果に伴った改修設計費用の補助及び耐震改修費用に対する補助でございます。

続きまして、地籍調査事業768万3,000円でございます。平成27年から28年に実施いたしました山村境界基本調査の結果等に基づきまして、調査範囲である今須・下明谷奥の山林約2.6キロ平方メートルにつきまして、新年度において約0.5キロ平方メートルについて立会い等の現地調査を行い、残りについて、登記情報を基に図面及び地籍調査表の作成等を行うものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、消防費の関係でございます。

非常勤職員の報酬でございますが、先ほどの条例改正にございましたように処遇改善を反映させていただいた年額報酬と出勤報酬で899万2,000円を計上させていただいております。

また、次の備品購入費につきましては、小型動力ポンプの購入、また消防用ホースの購入費で400万9,000円を計上させていただいております。

また、不破消防組合への負担金においては1億3,686万4,000円でございます。

次の災害対策事務経費でございますが、こちらにつきましては非常食など災害用の備蓄の物品や、また防災用マットレスなどの備品購入で115万4,000円を計上しております。

○教育課長（兒玉勝宏君） 続きまして、教育費、小学校費、小学校施設の整備事業2,400万円ですが、関ヶ原小学校のグラウンド改修のほか、遊具の設置、ボイラーの取替工事を予定しております。

9ページをよろしくお願いします。

教育用ＩＣＴ整備事業は、既存のパソコン、電子黒板など、ほぼ整備は終わりましたので、そのリース料などでございます。

中学校費の中学校施設整備事業は、真空低温冷却機の取替えを予定しております。

社会教育費につきましては、甲冑制作教室につきましてですが、大人用も作れる教室として新規事業として始めさせていただく予定でございます。

○地域振興課長心得（難波真哉君） 10ページを御覧ください。

一番上の史跡整備事業、グランドデザイン事業1,409万2,000円でございますが、大河ドラマ「どうする家康」の放映を見据え、徳川家康最初の陣地に大のぼりを設置する等の工事を行うものでございます。

2行目の壬申の乱1350年記念事業200万円につきましては、企画展や記念講演等の開催を予定しております。

○教育課長（兒玉勝宏君） ふれあいセンター施設管理事業では、4,154万7,000円のうち施設改修工事として2,400万円、大屋根の雨漏りの改修、小ホールの床の修繕、ＬＥＤ照明の更新、温水洗浄便座の取付けなどを予定いたしております。

保健体育費では、各種社会体育施設管理事業の中におきまして、町民体育館の耐震補強設計の費用を新たに含ませていただいております。

教育費関連の予算は以上です。

○議長（子安健司君） 次に、歳入全般について説明を求めます。

高木企画政策課長。

○企画政策課長（高木久之郎君） それでは、引き続き一般会計歳入の説明をさせていただきます。

先ほどの歳出の総括説明をさせていただきました令和4年度予算資料をもう一度御覧いただければと思います。

3ページをお願いいたします。

最初に町税でございますが、全体で11億9,260万6,000円、対前年度比1,001万円の減、0.8%の減となっております。

町民税が法人町民税法人税割の増により100万円の増、固定資産税が1,300万円の減となっております。譲与税、交付金につきましては、地財計画などこれらの実績によりまして予算化しております。

飛んでいただきまして、分担金及び負担金ですが、314万5,000円の増、35.5%の増ですが、県営中山間地域総合整備事業に伴う地元負担金の増などによるものでございます。

使用料及び手数料ですが、413万6,000円の減、5.4%の減ですが、斎苑使用料の減などによるものでございます。

国庫支出金ですが、3,410万4,000円の増、17.5%の増ですが、障害者自立支援給付金等負担金や橋梁補修事業に伴います道路メンテナンス事業補助金、除雪車購入事業に伴う社会資本整備総合交付金の増などによるものでございます。

寄附金のふるさと納税寄附金につきましては、令和3年度の実績等を勘案し、1億円を計上させていただいております。

繰入金でございますが、目的事業への充当と財源不足を補うため、2億9,468万円を計上させていただいております。

繰越金につきましては、例年5,000万円前後を予算計上しており、令和4年度も5,000万円を計上させていただいております。

町債につきましては5,220万円の増、18.4%の増ですが、過疎対策事業の推進により増加しております。前年度同様最小限の予算としております。

次に、8ページを御覧いただきたいと思います。

8ページにつきましては、性質別の歳入の比較でございます。自主財源と依存財源の円グラフですが、令和4年度は町税及び基金繰入金の減や過疎対策事業債の増などによる地方債の増により、令和3年度より依存財源の比率が高まっています。

以上、簡単ですが、歳入全般の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第43号 令和4年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第43号 令和4年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

主要事業一覧表11ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算の総額は1億4,580万円でございます。

令和3年度当初予算額1億3,040万円に對しまして1,540万円、約11.8%の増額でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金1億3,288万9,000円で、令和3年度に比べて1,461万2,000円の増額となっております。これは、保険料率の改定によるものでございます。以上でございます。

す。

○議長（子安健司君） 次に、議案第44号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第44号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算でございます。

同じく主要事業一覧表の11ページと12ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算額の総額は8億6,740万円でございます。

令和3年度当初予算額8億2,300万円に對しまして4,440万円、約5.4%の増額となっております。

まず、11ページの保険給付費でございますが、そのうちの一般被保険者療養給付費は5億3,950万円で、前年度に對しまして3,280万円の増額でございます。また、一般被保険者療養費は前年並みの404万円を、また一般被保険者高額療養費は8,160万円で、こちらも前年度に對し1,456万4,000円の増額でございます。1人当たりの医療給付費負担額及び高額療養費の額が上がったことによるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

国民健康保険事業費納付金でございますが1億9,203万円で、その他の特定健診等事業費、保健福祉総合施設管理事業及び健康増進指導事業につきましても、ほぼ前年並みの額を予算計上させていただいております。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第45号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の説明を求めます。

徳永診療所事務局長。

○診療所事務局長兼医療保健課長（徳永英俊君） それでは、議案第45号 令和4年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算について御説明申し上げます。

歳入歳出の総額が5億7,150万円で、対前年度と比較し、予算総額が2,100万円の減となっております。

それでは、主要事業説明一覧表にて説明させていただきます。

引き続き12ページをお願いいたします。

岐阜大学地域医療医学講座寄附金2,000万円を計上、財源としましては、地域医療確保事業補助金として1,000万円と、1,000万円につきましては過疎債を活用しまして地方債1,000万円ということで財源を組んでおります。

続きまして、学術研究助成寄附金400万円、これは令和4年度からの新規事業でございまして、学術研究を目的に岐阜大学附属病院の第1内科より医師を派遣していただき、主に町内の

患者様のカメラ等の検査を実施していただく予定でございます。

申し訳ございません、ちょっと訂正をお願いしたいんですが、財源の400万円がその他のところに上がっておりますが、取りあえず当初におきましては一般財源で計上しております。ただ、これにつきましても地域医療確保事業補助金の対象になってくるかというところがございますが、まだはっきりしておりませんので、当初予算におきましては一般財源ということでよろしく願いいたします。

続きまして、13ページをお願いいたします。

医療機器整備事業として966万7,000円を計上、令和4年度につきましては、高額な医療機器の更新は予定しておりませんが、制度の改正、法の改正等によりまして健康システムの更新が必要となってきたため、老朽化しているハード部分も含めまして737万円の予算を計上させていただいております。また、全自動高圧蒸気滅菌器等は老朽化しており、またその他メディカルシーラーなどは故障をしております、今現在使用できなくなっているため、新しく更新させていただきたいと考えております。

最後に、公債費は元金及び利子合わせて8,153万9,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第46号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 議案第46号 令和4年度関ヶ原町介護保険特別会計予算でございます。

主要事業の13ページと14ページをお願いいたします。

令和4年度の当初予算額の総額は8億6,200万円でございます。令和3年度当初予算額の8億5,280万円に対しまして920万円、約1.1%の増額でございます。

保険給付費でございますが、居宅介護サービス給付費、また地域密着型介護サービス給付費、そして施設介護サービス給付費など、ほぼ前年度並みの額を計上しております。

続きまして、14ページでございます。

地域支援事業でございます。令和3年度の予算と比較しまして、560万円ほど増額の3,755万4,000円を計上しておりますが、これは認知症総合支援事業において人件費を計上したこと及び15ページの介護予防・生活支援サービス事業の増によるものでございます。以上でございます。

○議長（子安健司君） 次に、議案第47号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の説明を求めます。

吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） それでは、議案第47号 令和4年度関ケ原町介護サービス事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度の当初予算は、歳入歳出の予算総額が2億5,080万円で、対前年度と比較し予算総額が730万円の増となっております。

それでは、主要事業の一覧表の15ページをお願いいたします。

施設管理費の一般管理費は、国保保健福祉総合施設やすらぎ1階の介護サービス事業分の施設維持管理に要する経費となっております。

続いて15ページから16ページの居宅サービス事業につきましては、ヘルパーステーション事業費が1,830万5,000円、訪問看護ステーション事業費が2,491万7,000円、デイサービスセンター事業費が4,217万1,000円、看護小規模多機能型居宅介護事業費が9,708万5,000円で、居宅サービス事業費として総額1億8,247万8,000円で、前年度予算対比で103万2,000円の増となっております。

各事業における主な支出は人件費となっておりますが、デイサービスセンター事業につきましては、事業費の3割ほどが食事提供による賄材料費や送迎車両の燃料費、施設設備の維持経費となっております。また、看護小規模多機能型居宅介護事業では、泊まりによる個室ベッドを利用される方の転落防止のための離床センサーマットなどの施設備品、車椅子移動車両の1台の購入費用として備品購入費279万9,000円を計上し、診療所施設の使用に伴う光熱水費やその他の施設維持経費について、案分方法により施設利用負担金として国民健康保険特別会計（直診勘定）へ722万円を支出する予算を計上しております。

次に、16ページをお願いいたします。

居宅支援サービス等事業費として3,781万9,000円を計上しており、社協職員給与等負担金を含め人件費分が主な事業費となっておりますが、備品購入費として訪問車両1台の買換え費用131万8,000円を計上しております。なお、車両2台の購入費用につきましては、過疎債の活用による購入費としております。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第48号 令和4年度関ケ原町今須農業集落排水事業特別会計予算の説明を求めます。

山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 議案第48号 令和4年度関ケ原町今須農業集落排水事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。

主要事業説明書は同じく16ページでございます。

令和4年度の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,470万円で、前年度当初予算比440万円の減となっております。

一般管理費で令和6年度の公営企業会計への移行に向け、固定資産データの整理、条例整理、会計システム移行準備等の支援業務委託で201万2,000円を計上しております。

維持管理費では、修繕料が前年比394万円の減、設備工事が前年比83万7,000円の減となり、全体の予算額が前年度比440万円の減となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第49号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算の説明を求めます。

山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 議案第49号 令和4年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計予算について御説明をさせていただきます。

令和4年度の当初予算額は歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ3億9,050万円で、前年度当初予算比1,480万円の増となっております。

主要事業説明書16ページから17ページでございます。

主な事業といたしまして、施設管理費において、公営企業法適用化支援業務委託料として252万1,000円、公共下水道建設費でストックマネジメント計画に基づき2か年で行います機械電気設備の機器製作を行うための技術援助協定料として6,500万円を計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 次に、議案第50号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計予算の説明を求めます。

山田水道環境課長。

○水道環境課長（山田 勝君） 議案第50号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計予算について御説明をさせていただきます。

令和4年度の当初予算の総額は3億3,244万8,000円で、令和3年度当初予算に比較いたしますと5,517万5,000円の増となっております。

主要事業説明書の17ページをお願いいたします。

主なものについて御説明をいたします。

3条関係、営業費用の4段目でございますが、総係費で平成22年度に策定をしました水道ビジョンの改定を行うために370万円を、枠下の4条関係、建設改良費で平井から藤古川への送配水管整備工事に3,116万円、平成25年に導入しました各浄水場の遠方監視設備の更新に1,683万円、布設から40年以上経過しております宝有地内の老朽管の布設替えに1,274万円、営業設備費といたしまして、検針業務に使っております端末の更新に195万2,000円などを計上しております。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これで令和4年度の予算関係の説明を終了します。

これより質疑を行います。

なお、これらの議案は予算審査特別委員会に付託の上審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 一般会計も特別会計も含めてでしょうか、議長。全部含めて、予算。

○議長（子安健司君） はい。

○5 番（田中由紀子君） はい、分かりました。

すみません、まず一般会計なんですけど、過疎債を利用するということで、今回新年度予算では財調も取り崩すということになっている一方で、これまでの臨時財政対策債があまり増えていないということで、先ほど説明の中で何かちらっと言われたんですが、その関係なのかどうか分かりませんが、結局過疎債を利用するんですが、相変わらず財調を崩すということになっているんですが、その辺の財源確保の考え方をお伺いしたいというふうに1つは思います。

もう一つは、介護サービス事業ですね。看多機が1年たとうとしているわけですが、この新しい予算をつくるに当たって、何か総括をされた上でこの予算に反映されているのかどうかを伺いたいと思います。それで、課題が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（子安健司君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 基金の財源の話なんですけど、この資料の13ページを見ていただきたいんですが、13ページに基金名の書いてあるやつ。今回の補正で、先ほど補正のときに質問された減債基金、あれは予算を作成するときには出るだろうという繰越金と、あと新年度から過疎債がずっとスタートしてきますので、その3割分は返していかないかんということで、減債基金のほうへ約1億5,000万円積ませていただきました。

この表を見ていただくと分かりますように、特に財調が3年度末で4億1,800万円、減債基金がこの先ほどの補正で積ませてもらったので3億9,800万円、約4億円と4億円で8億円に増やしてございます。ただ、新年度で1億円ずつ見えています、これはあくまで当初予算として取り崩さなければならないときが来るだろうということで、予算の歳入不足だけ上げてありますが、このまま1億円を使うかどうかはまだ定かではないですが、なるべく財政としては、財政的には基金を積んできて、なおかつ過疎債を有効に使うという、そういう形で運営をやっていくということにしていますので、その辺はよろしくお願いします。

○5 番（田中由紀子君） はい、分かりました。

○副町長（藤田栄博君） 看多機のほうは課長のほうから。

○議長（子安健司君） 吉森介護事業課長。

○介護事業課長（吉森明博君） 看多機事業の課題という形でお答えさせてもらえばよろしいですか。

○5番（田中由紀子君） 総括も含めてね。

○介護事業課長（吉森明博君） 総括というのは全体的な介護事業に当たっての……。

○5番（田中由紀子君） 看多機。

○介護事業課長（吉森明博君） 看多機として。

現在、看多機事業につきましては介護職5名の看護師7名、合わせて併設で訪問看護ステーション5名の中で運営しておりますが、一番の課題としては、人材のマンパワーの確保ということで、今後、今利用者が大体14名とかその辺で推移しておるんですが、宿泊が5名という形で受け入れております。

泊まりのほうもほぼ満床で5名という形で動いておる中で、夜勤業務が発生してきます。その中で、看護師にとってやはりちょっと年齢の高齢化というところもありますし、なかなか夜勤業務がかなりしんどいというところでも聞いておりますし、今後継続していくならば、若手のそういった看護職の方がどうしても必要になってくるだろうというところで、その人材確保が一番の課題と考えております。

また、収入につきましては、そういった今後利用者を増やしていく中でも、やはりそういった人材が今の12名以上にまだ必要じゃないかなということで、人件費的には多少膨れ上がると思います。そういったことで、やはり人材なくしては事業ができないというところでございますので、御理解いただけたらと思います。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号 令和4年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入れについてから議案第50号 令和4年度関ヶ原町水道事業会計予算までについては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第39号から議案第50号までにつきましては、7人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時01分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に予算審査特別委員会の正・副委員長の選任と日時を決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時04分

○議長（子安健司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告いたします。

なお、各会計の予算審査特別委員会の日時は、3月11日金曜日午前9時から開催されることに決められましたので、御報告をいたします。

日程第55 町議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第55、町議第1号 ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に対し抗議する決議についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

6番 松井正樹君。

○6番（松井正樹君） それでは、町議第1号について、案文を読み上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

去る2月24日、国際社会の懸命な外交努力にもかかわらず、ロシア軍はウクライナへの軍事侵攻を開始した。これは、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害し、武力行使を禁ずる国際法、国連憲章に違反する行為であり、国際社会、ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かす行為であり、断じて容認できない。

よって本町議会は、今回のロシアによるウクライナへの侵攻に対し強く抗議し、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求める。

以上、決議する。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第1号を採決します。

本案を原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日5日から16日までの12日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日5日から16日までの12日間は休会することに決しました。

来る3月17日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは11日金曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いしたいと思います。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後3時07分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 楠 達 男

会議録署名議員 吉 田 仁

